

有価証券報告書

事業年度 自 平成19年4月1日
(第56期) 至 平成20年3月31日

広島県廿日市市木材港南1番1号

株式会社ウッドワン

(E00630)

第56期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ウッドワン

目 次

	頁
第56期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【対処すべき課題】	14
4 【事業等のリスク】	20
5 【経営上の重要な契約等】	21
6 【研究開発活動】	22
7 【財政状態及び経営成績の分析】	23
第3 【設備の状況】	25
1 【設備投資等の概要】	25
2 【主要な設備の状況】	25
3 【設備の新設、除却等の計画】	26
第4 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
2 【自己株式の取得等の状況】	52
3 【配当政策】	53
4 【株価の推移】	53
5 【役員の状況】	54
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	57
第5 【経理の状況】	60
1 【連結財務諸表等】	61
2 【財務諸表等】	106
第6 【提出会社の株式事務の概要】	133
第7 【提出会社の参考情報】	134
1 【提出会社の親会社等の情報】	134
2 【その他の参考情報】	134
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	135
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月30日
【事業年度】	第56期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 本 祐 昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 吉 岡 孝 治
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 吉 岡 孝 治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高 (百万円)	70,832	68,945	70,220	88,797	91,851
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	3,616	2,191	433	3,125	△419
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	2,868	2,225	△2,983	4,817	△1,183
純資産額 (百万円)	36,627	38,898	35,329	48,752	43,171
総資産額 (百万円)	103,827	110,751	110,763	143,520	132,016
1株当たり純資産額 (円)	768.82	816.91	750.22	880.53	775.53
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	57.69	45.55	△64.32	102.45	△25.22
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	57.68	45.53	—	102.13	—
自己資本比率 (%)	35.28	35.12	31.90	28.85	27.44
自己資本利益率 (%)	7.99	5.89	△8.04	12.56	—
株価収益率 (倍)	18.74	20.18	△12.44	9.76	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,306	3,121	2,129	7,291	1,563
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△6,363	△5,809	△6,525	△5,379	△1,865
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,401	2,220	1,958	772	261
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	4,283	4,412	2,032	4,610	4,238
従業員数 (名)	3,239	3,252	3,193	4,599	4,510

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第54期及び第56期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式は存在するが1株当たり当期純損失であるため記載していない。

3 純資産の算定にあたり、第55期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

4 第56期の「自己資本利益率」及び「株価収益率」については、当期純損失であるため記載していない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成16年 3月	平成17年 3月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月
売上高 (百万円)	68,822	65,952	67,346	69,657	61,776
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	4,142	2,494	489	1,654	△228
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	1,726	1,350	101	886	△752
資本金 (百万円)	7,324	7,324	7,324	7,324	7,324
発行済株式総数 (株)	49,209,846	49,209,846	49,209,846	49,209,846	49,209,846
純資産額 (百万円)	32,899	33,493	32,569	32,928	30,655
総資産額 (百万円)	69,181	73,407	73,583	82,440	76,436
1株当たり純資産額 (円)	690.41	703.21	691.52	699.35	653.97
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	15.00 (6.00)	15.00 (6.00)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	34.17	27.14	1.13	18.86	△16.04
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	34.17	27.14	1.13	18.80	—
自己資本比率 (%)	47.55	45.63	44.26	39.89	39.96
自己資本利益率 (%)	5.34	4.07	0.32	2.70	—
株価収益率 (倍)	31.64	33.86	707.96	53.02	—
配当性向 (%)	43.90	55.27	1,057.03	63.63	—
従業員数 (名)	1,613	1,577	1,574	1,550	1,533

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第52期の1株当たり配当額15円は、上海新工場操業記念配当3円を含んでいる。

3 第53期の1株当たり配当額15円は、創業70周年記念配当3円を含んでいる。

4 純資産の算定にあたり、第55期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

5 第56期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式は存在しているが1株当たり当期純損失であるため記載していない。

6 第56期の「自己資本利益率」、「株価収益率」及び「配当性向」については、当期純損失であるため記載していない。

2 【沿革】

当社(昭和25年8月8日設立、昭和49年4月1日商号を岩根林業株式会社より株式会社住建産業に変更、さらに平成14年10月商号を株式会社ウッドワンに変更)は、昭和49年4月1日株式額面を50円に変更することを目的として旧株式会社住建産業等5社を吸収合併したが、当社は休眠会社であったため、企業の実態は被合併会社である旧株式会社住建産業等5社が合併後もそのまま存続しているのと同様の状況にある。従って、以下の記載については特に指摘のない限り実質的存続会社である旧株式会社住建産業等5社に関して記載している。

年月	摘要
昭和10年5月 昭和27年4月	前取締役会長中本勇が広島県廿日市市(当時 佐伯郡吉和村)に個人による木材業を開始 前取締役会長中本勇が発起人となり資本金700千円で有限会社中本林業を設立、代表取締役社長に就任
昭和31年10月 昭和32年5月 昭和42年7月	本社および工場を広島県廿日市市串戸一丁目3番6号に移転 床板(フローリング・ボード)工場を新設し内地ブナ材によるフローリングの生産開始 合板工場を新設し、わが国初の4m超大型合板プラントによる長尺合板縁甲板(フロング)の製造販売を開始
昭和44年3月 昭和48年9月 昭和49年4月	株式会社中本林業より、株式会社住建産業(旧)に商号を変更 株式会社住建産業(旧)が豊橋工場を新設し、米材による製材品の生産開始 株式額面を500円から50円に変更することを目的とし、休眠会社であった岩根林業株式会社に株式会社住建産業(旧)、株式会社住建合板、中本木材工業株式会社、株式会社住建防腐、東和商事株式会社を吸収合併し、同時に商号を株式会社住建産業と変更し再発足
昭和49年11月 昭和53年12月 昭和54年11月 昭和55年10月	蒲郡工場にてLVLによる造作材の生産を開始 大阪証券取引所市場第二部及び広島証券取引所に株式上場 東京証券取引所市場第二部に株式上場 本社にて造作材工場を新設し、LVL(平行積層合板)による階段等の造作材生産開始 豊橋にて集成材工場を新設し、階段等の造作材生産開始
昭和59年8月 昭和60年9月	本社にて洋風造作材工場を新設し、生産開始 本社地区に配送センター用倉庫新設、株式会社北海道住建、株式会社中国住建(現 連結子会社)を設立
昭和62年9月 昭和63年2月 昭和63年8月 平成2年6月	東京、大阪両証券取引所市場第一部に指定替え 現在所在地に本社屋新築、移転 本社にてドア工場を新設し、生産開始 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)とのニュージーランド現地合弁子会社、JUKEN NISSHO LTD.(現 JUKEN NEW ZEALAND LTD.)を設立(現 連結子会社)
平成3年4月 平成4年5月 平成6年4月 平成7年4月	本社にて収納システム工場を新設し、生産開始 豊橋にてドア工場を新設し、生産開始 豊橋にてプレカット工場を新設し、生産開始 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)との中国現地合弁子会社、住建日商(上海)有限公司(現 住建(上海)有限公司)を設立
平成8年10月 平成11年12月 平成14年10月 平成14年12月 平成15年10月 平成16年9月 平成18年10月 平成18年12月	茨城県坂東市(当時 岩井市)に関東事業所を新設し、事業開始 フィリピン子会社JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP.を設立(現 連結子会社) 株式会社住建産業より、株式会社ウッドワンに商号を変更 中国子会社木隆木業(上海)有限公司(現 沃達王木業(上海)有限公司)を設立(現 連結子会社) 住建木材工業株式会社、株式会社北海道住建の2社を当社に吸収合併 中国子会社沃達王國際有限公司を設立(現 連結子会社) I G C株式会社を設立(現 連結子会社) I G C株式会社が、平成18年12月27日付公開買付け及び平成19年3月1日付株式交換により、住宅設備機器メーカー株式会社ベルテクノの全株式を取得し、株式会社ベルテクノ他12社を完全子会社化(現 連結子会社)
平成20年2月	株式会社ベルテクノが新設分割により株式会社ベルキッチン(現 連結子会社)、株式会社ベルキッチンインターナショナル(現 連結子会社)、株式会社ベル染色(現 連結子会社)を設立

3 【事業の内容】

当社グループは当社及び子会社26社及び関連会社1社から構成されており、事業は住宅建材事業及び住宅設備機器事業、プラント事業を主たる事業としている。

当社グループの主な事業内容は以下のとおりであり、各事業区分はセグメント情報の区分と同一である。

住宅建材事業

植林を含む山林経営、合板床板・造作材などの木質総合建材の製造及び販売をしている。

(主な関係会社) 当社及び(株)中国住建、JUKEN NEW ZEALAND LTD.、沃達王國際有限公司、JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP.、沃達王木業(上海)有限公司、住建(上海)有限公司、(株)ウッドジョイ

住宅設備機器事業

厨房機器・洗面機器・浴槽機器などの製造及び販売並びに修理をしている。

(主な関係会社) (株)ベルキッチン及び(株)ベルキッチンインターナショナル、(株)東海ベルテクノ、Belteco Malaysia Sdn.Bhd、Canyon Creek Cabinet Company、上海百特諾厨衛設備有限公司

プラント事業

給排水衛生機器・染色整理機械などの製造及び販売並びに修理をしている。

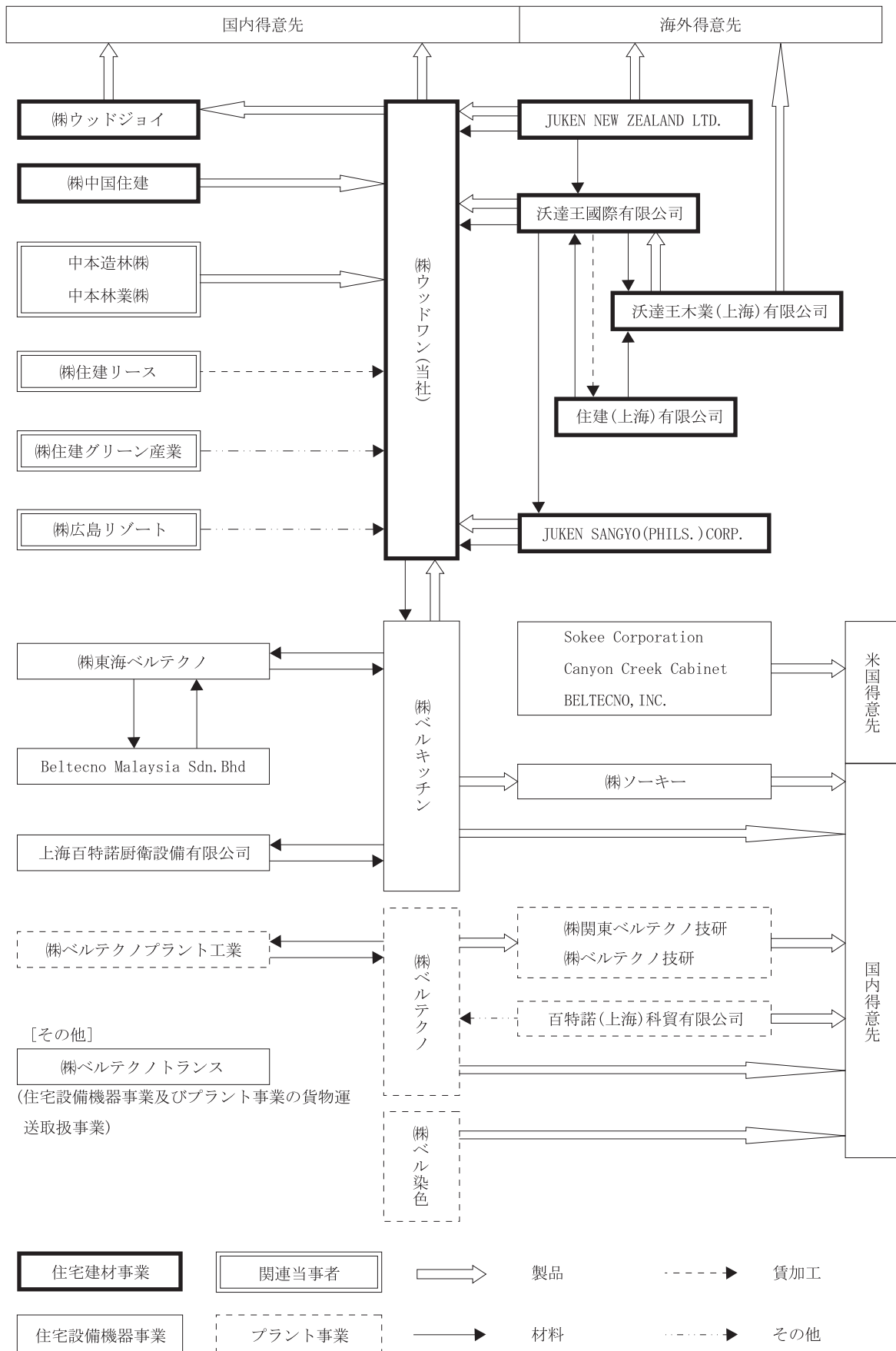
(主な関係会社) (株)ベルテクノ及び(株)ベル染色、(株)ベルテクノプラント工業、百特諾(上海)科貿有限公司

(株)ジューケン特販は、平成4年2月1日以降事業活動を休止している。

(株)ベルテクノ技研は、持分法非適用の関連会社である。

(株)ベルテクノは、平成20年2月1日に、プラント事業(建築設備機器)を営む(株)ベルテクノ、プラント事業(染色整理機械)を営む(株)ベル染色、住宅設備機器事業を営む(株)ベルキッチン及び(株)ベルキッチンインターナショナルに会社分割している。

事業の系統図は次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) JUKEN NEW ZEALAND LTD. (注)1,2	ニュージーランド オークランド市	百万ニュージーランド ドル 60	・植林を含む山林経営 ・木製品等の基材及び構造材の製造	85 (85)	当社製品の構造材及び基材の製造委託 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 7名 (うち当社従業員2名)
住建(上海)有限公司 (注)1	中華人民共和国 上海市宝山区	百万米ドル 7	集成材、木製内装建材の製造	100 (100)	当社製品の基材の製造委託 当社より債務保証 役員の兼任 7名 (うち当社従業員1名)
沃達王木業(上海)有限公司 (注)1	中華人民共和国 上海市嘉定区	百万米ドル 5	木質内装建材の製造	100 (100)	当社の木質内装建材の製造委託 当社より債務保証 役員の兼任 6名 (うち当社従業員1名)
JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP. (注)1,2	フィリピン共和国 スービック	1,488	構造材の製造	100 (100)	当社製品の構造材の製造委託 当社より工場機械設備を貸与 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 5名 (うち当社従業員3名)
沃達王國際有限公司 (注)2	中華人民共和国 香港特別行政区	百万香港 ドル 450	海外子会社の統括及び海外での資材調達ならびに販売	100	当社への資材供給 役員の兼任 2名 当社より債務保証
株式会社中国住建	島根県 鹿足郡吉賀町	50	木質床板の製造	100	当社製品(床板)の製造委託 役員の兼任 3名
株式会社ウッドジョイ	広島県 廿日市市	10	エクステリアの販売・施工	100	当社エクステリア製品の販売 当社より資金援助 役員の兼任 5名 (うち当社従業員1名)
株式会社ジューケン特販	広島県 廿日市市	50	事業活動休止	100	役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)
有限責任中間法人ウッドワンセ キュリティーズホールディング ス	広島県 廿日市市	79	株式会社に発行する新株予約権の取得・保有・処分	100	当社の企業価値防衛策で発行した新株予約権の割当先 役員の兼任 2名
I G C株式会社	広島県 廿日市市	100	有価証券の取得及び保有	53.3	投資目的会社 役員の兼任 4名
株式会社ベルキッチン (注)1,4	愛知県 一宮市	10	住宅設備機器の製造、販売及び施工	53.3 (53.3)	役員の兼任 2名 (うち当社従業員1名)
株式会社ベル染色 (注)1,4	愛知県 一宮市	10	染色整理機器等の販売	53.3 (53.3)	なし
株式会社ベルキッチンインター ナショナル (注)1,4	愛知県 一宮市	10	(注)5	53.3 (53.3)	なし
株式会社ベルテクノ (注)1,2,4	愛知県 一宮市	2,137	給排水衛生機器の製造、加工及び販売	53.3 (53.3)	役員の兼任 2名 (うち当社従業員1名)
株式会社東海ベルテクノ (注)1	岐阜県 瑞浪市	100	厨房機器等の製造	53.3 (53.3)	なし
株式会社ベルテクノプラント工 業 (注)1	岐阜県 美濃市	100	給排水衛生機器等の製造及び加工	53.3 (53.3)	なし
株式会社ソーキー (注)1	愛知県 名古屋千種区	150	厨房機器等の販売	53.3 (53.3)	なし
株式会社関東ベルテクノ技研 (注)1	埼玉県 鳩ヶ谷市	150	各種水道工事用タンクの設計・管理及び販売	53.3 (53.3)	なし
株式会社サンスタージャパン (注)1	東京都 中央区	10	玩具類の販売等	53.3 (53.3)	なし
株式会社ベルテクノトランス (注)1	岐阜県 美濃市	50	貨物取扱事業及び厨房機器並びに給排水衛生機器の配送、施工及び修理	48.0 (48.0)	なし

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
BELTECNO, INC. (注)1, 5	米国ワシントン州 モンロー市	百万米ドル 6	(注)6	53.3 (53.3)	なし
Canyon Creek Cabinet Company (注)1, 5, 6	米国ワシントン州 モンロー市	百万米ドル 0	キッチンキャビ ネットの製造販 売	53.3 (53.3)	なし
Sokee Corporation (注)1, 5, 6	米国ワシントン州 モンロー市	百万米ドル 0	キッチンキャビ ネットの販売	53.3 (53.3)	なし
Beltecno Malaysia Sdn. Bhd. (注)1	マレーシア セランゴール州	百万リン ギット 9	厨房機器部品の 製造	53.3 (53.3)	なし
上海百特諾厨衛設備有限公司 (注)1	中華人民共和国 上海市松江出口 加工区	百万米ドル 3	厨房機器部品の 製造	53.3 (53.3)	なし
百特諾(上海)科貿有限公司 (注)1	中華人民共和国 上海市長寧区	百万米ドル 0	金型の設計及び 輸出等	53.3 (53.3)	なし

(注) 1 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有である。

2 特定子会社である。

3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はない。

4 株式会社ベルテクノは、平成20年2月1日に、プラント事業(建築設備機器)を営む株式会社ベルテクノ、プラント事業(染色整理機械)を営む株式会社ベル染色、住宅設備機器事業を営む株式会社ベルキッチン及び株式会社ベルキッチンインターナショナルに会社分割している。

5 株式会社ベルキッチンインターナショナルは、米国の住宅設備機器事業を目的としたBELTECNO, INC.、Canyon Creek Cabinet Company、Sokee Corporationの持株会社である。

6 BELTECNO, INC. は、Canyon Creek Cabinet Company及びSokee Corporationの議決権を100%所有している持株会社である。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
住宅建材事業	3,260
住宅設備機器事業	960
プラント事業	290
合計	4,510

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員である。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いている。

(2) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,533	37.0	12.8	4,508

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員である。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いている。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はない。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、上半期は輸出の増加、設備投資の拡大や雇用・所得環境の改善に伴い、国内経済は、緩やかな回復基調で推移したが、下半期は原油や素材価格の高騰、米国のサブプライムローン問題の影響や為替の急激な変動等により景気の減速感が強まってきた。

わが国の新設住宅着工戸数は、昨年6月に施行された建築基準法改正の影響もあり、7月から急激な減少となり、今年3月の新設住宅着工戸数は、前年同月比15.6%と9ヶ月連続で減少した。建築基準法の改正の影響は一巡したものであるものの、依然厳しい状況で推移している。

このような環境下、当社グループは、前連結会計年度の下期においてグループ化したキッチンメーカーである(株)ベルテクノの住宅設備機器事業とのシナジー効果向上をめざしてきた。この為、平成20年2月1日には、プラント事業(建築設備機器)を営む(株)ベルテクノ、プラント事業(染色整理機械)を営む(株)ベル染色、住宅設備機器事業を営む(株)ベルキッチン及び(株)ベルキッチンインターナショナルに会社分割し、同時に(株)ベルキッチンの営業体制を(株)ウッドワンに統合した。

その結果、売上高は91,851百万円(前年同期比3.4%増)、経常損失は419百万円(前年同期は経常利益3,125百万円)、当期純損失は1,183百万円(前年同期は当期純利益4,817百万円)となった。

なお、当連結会計年度末において急激なドル安となった為、外貨建借入に係わる為替評価損301百万円、未決済為替予約取引の評価損2,418百万円を計上している。

事業の種類別セグメントは、次のとおりである。

① 住宅建材事業

住宅建材事業は、当連結会計年度においてNZ材を生かした「無垢の木のぬくもりを味わえる」ジュピーノシリーズの「息吹」やジュピーノの無垢フローリング、NZ針葉樹合板製のフローリング「コンビット グラード ストライプ」など新製品の投入・拡販に努め、同時にコスト削減も行ったが、急激な新設住宅着工戸数の減少もあり、住宅建材事業の売上高は、67,440百万円(前年同期比9.7%減)となった。

合板床板

売上高は、12,211百万円と前年同期と比べ3,451百万円(△22.0%)の減収となった。

主に大衆商品の床材の販売が低迷し、前年同期に比べ減収であった。また自然の無垢材を基調としたジュピーノシリーズや傷のつきにくい加工を施した高機能の床材などの販売は、前年同期に比べ微増となった。

造作材

売上高は、36,126百万円と前年同期と比べ4,571百万円(△11.2%)の減収となった。

無垢を基調とし自然塗料で仕上げたジュピーノシリーズの拡販に努めたが急激な新設住宅着工戸数の減少もあり、主にドア・洋風造作の販売が低迷し、前年同期に比べ減少となった。

その他

売上高は、19,101百万円と前年同期と比べ749百万円(4.1%)の増収となった。

主に国内は木軸、床版の販売は厳しく前年同期に比べ減収であったが、海外子会社において、ニュージーランド国内のみならず、オーストラリアへ合板用の材料、中東向け建設用の材料の販売が好調であった。

② 住宅設備機器事業

住宅設備機器事業は、キッチン・洗面・浴槽を中心とした事業部門であり、国内市場では当連結会計年度においては、住宅建材事業とのコラボレーションによる新製品の開発や合同でのウッドワンフェアの出席、合同商談会など積極的な販促活動を展開してきたが、市場低迷の影響により、計画達成には至らなかった。米国市場では、サブプライムローン問題の影響もあり、厳しい住宅業界のなか、上半期は比較的順調に推移したが、下半期については、影響が少ない地域での販売ではあったが、計画は未達成であった。住宅設備機器事業の売上高は、17,221百万円(前年は下半期のみの売上高9,524百万円)となった。

③ プラント事業

プラント事業のタンク市場は、当連結会計年度において官公需要は減少するも民間設備投資が引続き順調に推移したこともあり、ステンレス材料が高騰する中、価格改定を実施し、利益率の低下を抑え、受注確保に努めた。また更新時期にきている配水池の受注も順調に増加して、染色整理機械関連も含め売上高は、7,189百万円(前年は、下半期のみの売上高4,558百万円)となった。

所在地別セグメントの業績はセグメント間の内部取引を含めて次のとおりである。

① 日本

売上高は、77,498百万円と前年同期と比べ1,151百万円(△1.5%)の減収、営業損失は104百万円(前年同期は営業利益2,095百万円)となった。

② 米国

売上高は、8,826百万円と前年同期と比べ3,607百万円(69.1%)の増収(前年は、下半期のみの売上高5,218百万円)、営業利益は、684百万円と前年同期と比べ319百万円(87.4%)増益(前年は下半期のみの営業利益365百万円)となった。

③ ニュージーランド

売上高は、16,461百万円と前年同期と比べ2,642百万円(△13.8%)の減収、営業利益は170百万円と前年同期比1,232百万円(△87.9%)の減益となった。連結外への売上高が5,454百万円となり、前年同期と比べ813百万円(17.5%)増加した。

④ 中華人民共和国

売上高は、5,162百万円と前年同期と比べ1,925百万円(△27.2%)の減収、営業損失は1百万円(前年同期は営業利益20百万円)となった。

⑤ その他の地域

売上高は、4,269百万円と前年同期と比べ709百万円(△14.3%)の減収、営業損失は44百万円(前年同期は営業利益51百万円)となった。

※前年同期の住宅設備機器事業及びプラント事業の業績は、株式会社ベルテクノの株式を平成18年12月27日に取得したことにより連結子会社となり、前連結会計年度の下期首をみなし取得日として前連結会計年度の下半期より連結の範囲に含めている。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローについては、営業活動により1,563百万円増加し、投資活動により1,865百万円減少し、財務活動により261百万円増加した。この結果、現金及び現金同等物は371百万円の減少となり、期末残高は4,238百万円(前年同期比8.1%減)となった。

営業活動により得られた資金は、1,563百万円となり、前年同期に比べ5,727百万円(△78.6%)の減少となった。収入の主な内訳は、減価償却費及びのれん償却費5,263百万円、売上債権の減少額2,178百万円、たな卸資産の減少額2,339百万円であり、支出の主な内訳は税金等調整前当期純損失3,268百万円、仕入債務の減少額が6,029百万円、利息の支払額1,291百万円、法人税等の支払額1,091百万円である。

投資活動により使用した資金は、1,865百万円と前年同期に比べ3,514百万円(△65.3%)の減少となった。主な投資内容は国内及びニュージーランド子会社における維持更新のための設備投資及び山林の投資等に2,747百万円、投資活動により得た資金は投資有価証券の売却による831百万円である。

財務活動により得られた資金は、261百万円となり、前年同期に比べ511百万円の減少となった。主にニュージーランド子会社からの輸入の商流の変更等や運転資金を目的とする銀行借入の調達と返済、社債の償還に伴う新規発行によるものである。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (百万円)	前年同期比(%)
合板床板	10,020	△13.1
造作材	20,623	△13.1
その他	15,312	29.7
住宅建材事業 計	45,956	△2.4
住宅設備機器事業	9,259	75.8
プラント事業	5,893	76.5
合計	61,110	9.7

- (注) 1 金額は製造原価により表示している。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
 3 前年同期の住宅設備機器事業及びプラント事業の業績は、株式会社バルテクノの株式を平成18年12月27日に取得したことにより連結子会社となり、前連結会計年度の下期首をみなし取得日として前連結会計年度の下半期より連結の範囲に含めている。
 4 セグメント間取引については、相殺消去している。

(2) 受注状況

当社グループの生産は見込み生産を主体とし一部受注生産を行っているが、その比率は僅少であるため、記載を省略している。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (百万円)	前年同期比(%)
合板床板	12,203	△22.1
造作材	36,126	△11.2
その他	19,109	4.1
住宅建材事業 計	67,440	△9.7
住宅設備機器事業	17,221	80.8
プラント事業	7,189	57.7
合計	91,851	3.4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
三井住商建材(株)	13,798	15.5	12,073	13.1
住友林業(株)	10,006	11.3	9,381	10.2

- 3 前年同期の住宅設備機器事業及びプラント事業の業績は、株式会社バルテクノの株式を平成18年12月27日に取得したことにより連結子会社となり、前連結会計年度の下期首をみなし取得日として前連結会計年度の下半期より連結の範囲に含めている。
 4 セグメント間取引については、相殺消去している。

3 【対処すべき課題】

翌連結会計年度においても、日本経済は、さらなる継続的な原油や素材価格の高騰、米国のサブプライムローン問題の影響などにより景気の減速感が強まり新設住宅着工戸数も厳しい状況が続くものと思われる。

このような中、当社グループは、引続きコスト削減に努めるとともに、お客様に好評を得ているジュピーノシリーズの拡販や製品開発においても無垢材をキッチン扉に使い、キッチン廻りの収納までジュピーノシリーズの無垢材でトータル提案を進めるべく、順次製品を投入していく。また、新たな海外販売先の開拓など国内外での販売網の拡充等、積極的な営業展開を進める。

特に今年2月より進めてきた(株)ベルキッチンの住宅設備機器事業の営業部門を(株)ウッドワンに完全移行し、業務上のシナジー効果を発揮し、企業価値向上に努める。さらに、当社グループとしては、引き続き住宅建材事業を中核として関連する住宅設備機器事業との更なるシナジーの発現によるグループ企業価値の向上を図り、当社グループが属するマーケットにおいて確固たる地位を構築していく所存である。

昨年度から懸念されている南洋材やロシア材などの不安定な供給事情に左右されることなく、当社グループが所有するニュージーランドの山林資源を有効活用して海外及び国内市場に環境循環型の木材資源の安定供給に努める。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考える。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするものであったり、株主に当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられる。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えている。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと当社は考えている。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えている。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記(1)の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施している。

① 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開している。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題である。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為である。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきた。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえる。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてきた。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面したが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきた。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、(Ⅰ)森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した原材料を確保し、(Ⅱ)貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、(Ⅲ)国内外の製造ネットワークを更に整備し、効率的な運営とコスト低減を図り市場競争力を高め、(Ⅳ)高齢化社会とともに、バリアフリー等の人に優しい住宅作りが進む中、顧客ニーズに沿って、安全・健康をテーマとした商品の開発・拡販に努め、(Ⅴ)中華人民共和国の発展に伴う住宅需要増加を見込み、中華人民共和国も含めた日本以外での海外販売の拡大、ブランド力ある商品の製造・販売に努めていく。

② コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針である。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用している。5名の監査役(内社外監査役3名)により、取締役及び執行役員の職務執行について、厳正な監視を行っている。

また、当社取締役会は、平成20年3月31日現在9名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催している。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催している。

毎事業年度の経営計画については、全社計画を策定し、各部署において具体策を立案及び実行している。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入している。

内部統制については、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進している。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化する。

会計監査は平成19年4月より西日本監査法人に依頼して、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めている。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けている。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はない。

(イ) リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いている。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っている。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定している。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成17年5月25日開催の取締役会において、企業価値最大化のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、平成17年6月29日開催の定時株主総会における承認(特別決議)を得ることを前提に、第一回SPC方式信託型セキュリティプラン(以下「信託型プラン」という。)を導入することを決議した。そして、同防衛策の導入について、同定時株主総会において承認(特別決議)を得て可決した。また、平成18年6月29日及び平成19年6月28日開催の定時株主総会において継続承認を得て可決した。

また、当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催の定時株主総会において承認(普通決議)を得ることを条件として、第二回事前警告型セキュリティプラン(以下「事前警告型プラン」といい、信託型プランとあわせて、以下「本プラン」という。)を導入することを決議した。そして、同防衛策の導入について、同定時株主総会において承認(普通決議)を得て可決した。また、平成19年6月28日開催の定時株主総会において継続承認を得て可決した。

本プランの概要は、以下のとおりである。

① 導入の目的

当社に対する買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保または向上させるか否かを判断するためには、当社が永年に亘り築き上げてきた林業及び総合木質建材製造・住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解が不可欠であると考えます。

平成20年3月末時点で当社の総株主の議決権数の25.4%は当社経営者、その資産管理会社等が保有しているが、当社の経営方針と異なる買収等が行われる場合には、当該買収等の条件や買収等の後の経営方針等次第では、上記の当社経営者等の議決権保有比率に拘らず、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を毀損する可能性があるため、当社取締役会は、当該買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に合致するものか否かにつき、慎重かつ十分な検討を行う必要がある。

従って、当社に対する買収等が行われる場合には、当社取締役会は、かかる買収等の是非につき最終的な判断を行う株主が、適切な判断を行うために必要となる情報等を収集し提供するだけでなく、買収等の条件や買収等の後の当社の経営方針等が、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを、自ら評価し検討する責務を負っているものと考えている。

そして、かかる評価及び検討の結果、当該買収等の条件や買収等の後の経営方針等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうものであると判断される場合には、買収提案の内容を改善させるべく当該買収提案者等と交渉することが取締役会の責務であると考えている。

加えて、買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうものであると判断される場合には、取締役会としては、当該買収等に対して必要に応じて相当な対抗措置を講じるべきであると考えます。

以上を踏まえ、当社取締役会は、買収等が、一定の合理的なルールに従って行われ、当社取締役会が上記のような責務を果たすために必要な情報、時間及び交渉力を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることになるものと考え、本プランを導入した。

② 本プランの要旨

(ア) 意向表明書の提出

買収提案者等は、買収等に先立ち、買収提案者等の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買収等の概要、当社が導入している「第一回SPC方式信託型セキュリティプラン」及び「第二回事前警告型セキュリティプラン」のルール(以下「買収等ルール」という。)を遵守する旨の誓約を明示した書面を提出するものである。

(イ) 必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10日以内(初日不参入)に当該買収提案者に対して、買収等に関する情報として当社へ提出を求める事項について記載した書面を交付する。当該買収提案者等は、当該書面に従い、買収等に関する情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社に書面で提供するものである。

[必要情報の例]

- ・ 買収提案者等及びそのグループの概要、経歴、属性等
- ・ 買収等の目的、方法及び内容
- ・ 買収等に際して第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ・ 買収対価の算定根拠及び買収資金の裏付け
- ・ 買収提案者等に対する買収資金の提供者の名称その他の概要・属性
- ・ 買収等完了後の当社及び当社グループの経営方針及び事業計画
- ・ 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、買収等完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ・ その他買収等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために必要であると考えられる情報

なお、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が買収等を評価・検討するための必要かつ十分な情報が買収提案者等から提出されたと判断する場合には、その旨の通知(以下「情報提供完了通知」という。)を買収提案者等に行う。

(ウ) 必要情報の開示

意向表明書の提出があった事実、当社取締役会に提出された買収等に関する情報その他の買収等に関連する情報のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるもの、及び当社が情報提供完了通知を行った事実につき適時適切に開示する。

(エ) 取締役会による買収等に関する情報の評価・検討等

当社取締役会は、買収提案者等による情報提供完了後、これらの情報を評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉、当該買収等に対する意見形成、代替案の策定等を行う。

なお、評価・検討の期間は次のとおりとする。

a. 対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社の全株式の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から60日間(初日不参入)

b. a.以外の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から90日間(初日不参入)

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、評価期間終了日までに、当社取締役会の意見を取りまとめ、公表している。

(オ)買収等の開始

買収提案者等は、評価期間が経過した後においてのみ、買収等を開始することができるものとする。

③ 買収等がなされた場合の対応方針

(ア)買収提案者等が買収等ルールを遵守した場合

当社取締役会は、買収等ルールが遵守された場合には、原則として、当該買収等に対する対抗措置をとらないものとする。ただし、当社取締役会が買収等が濫用的なものであると判断する場合、またはこれにより当社の企業価値の最大化を妨げるものであると判断する場合には、当該買収等に対する対抗措置をとることができるものとする。濫用的な買収等であるか否か、またこれにより当社の企業価値最大化を妨げる買収等であるかについての具体的な判断基準を設け、この判断は特別委員会が行い、取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重する。

(イ)買収提案者等が買収等ルールを遵守しなかった場合

買収提案者等により買収等ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、買収提案者等に対抗することができるものとする。

(ウ)対抗措置の内容

買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場合には、原則として信託型プランが選択するが、信託型プランの迅速な発動が困難な場合等信託型プランが買収防衛策として適切に機能することが困難な状況が生じる場合には、事前警告型プランに基づく対抗措置が選択される。従って、信託型プランに基づく対抗措置と事前警告型プランに基づく対抗措置が同時に発動されることはない。信託型プランに基づき対抗措置が発動される場合には、差別的行使条件付の新株予約権が株主の皆様へ分配され、事前警告型プランに基づく対抗措置が発動される場合には、差別的行使条件・差別的取得条項付の新株予約権の無償割当てが行われる。

(エ)特別委員会の設置

対抗措置の発動の有無の決定権限は、取締役会に属するものであるが、その合理性・公正性を担保するため、当社は特別委員会を設置する。特別委員会の委員は、3名以上5名以内とし、監査役・外部の(顧問ではない)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者から選任する。平成20年3月31日現在、特別委員会の委員には、宮崎正樹氏、肥和野邦夫氏、村岡卓夫氏、須山正敏氏及び竹廣 隆氏が就任している。

当社取締役会は、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとする。

④ 株主・投資家に与える影響等

(ア) 買収等ルールが、株主・投資家に与える影響等

買収等ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えている。

なお、買収提案者等が買収等ルールを遵守するか否かにより買収等行為に対する当社対応方針が異なるので、買収提案者等の動向にはご注意ください。

(イ) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

対抗措置発動によって、当社株主の皆様(買収等ルールに違反した買収提案者等を除く。)の法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態を想定していないが、当社取締役会が具体的に対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行う。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

上記(2)の取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記(1)のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針に資するものであると考えている。また、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的に、上記(2)の取組みを実施している。

従って、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

上記(3)の取組みは、上記(3)に記載のとおり、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない買収提案者等、及び濫用的なものであると判断される買収等、またはこれにより当社の企業価値の最大化を妨げる買収等を行おうとする買収提案者等に対して対抗措置を発動できるとすることで、これらの買収提案者等による買収等を防止するものであり、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである。また、上記(3)の取組みは、上記(3)に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、買収提案者等に対して、当該提案者等が実施しようとする買収等に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために導入されるものである。さらに、上記(3)に記載のとおり、上記(3)の取組みにおいては、株主の皆様の意思を確認する手続の導入、独立性の高い委員により構成される特別委員会の設置及び取締役会是对抗措置の判断にあたり特別委員会の勧告を最大限を尊重すること等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものである。

従って、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、後述のようなものがある。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は、当連結会計年度末現在において判断したものである。

(1) 業績の変動要因について

① 原材料価格の変動による影響について

住宅建材事業は、床材を主体とした二次加工合板の製造および造作材等木質建材製品の加工販売を主要な事業としており、原材料である木材については主にニュージーランドからの輸入によっている。

住宅建材事業における木材の調達リスクおよび価格変動リスクを軽減するため、ニュージーランドの子会社JUKEN NEW ZEALAND LTD.において山林経営を行っているが、市況変動等の要因(国際的木材価格の変動)によって木材の価格が変動した場合には住宅建材事業の業績に影響を与える可能性がある。また、住宅設備機器事業、プラント事業においても、主材料として使用しているステンレス鋼の国際的市況の著しい価格変動が当該事業の業績に影響を与える可能性がある。

② 為替変動による影響について

当社グループにおいては、上記①に記載のJUKEN NEW ZEALAND LTD.からの木材の仕入れに関しては決済条件を円建としており、当社においては為替の変動による影響は受けないものの、ニュージーランドドルの変動によって、JUKEN NEW ZEALAND LTD.において為替差損益が発生する可能性がある。このリスクを回避するため長期為替予約を行っている。また、ニュージーランドからの木材を中華人民共和国の子会社で加工し、輸入している製品に関しての決済条件は米ドル建としており、米ドルの変動によって当社において為替差損益が発生する可能性がある。これらは、連結決算上為替換算する過程での為替相場の変動によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がある。また、海外子会社の借入金についても、会計通貨以外の借入通貨による借入金において為替換算による損益が発生する可能性がある。

(2) ニュージーランドにおける事業内容及び業績・資産の推移について

当社グループはニュージーランドにおいて、JUKEN NEW ZEALAND LTD.を通じてニュージーランドパイン等の植林を含む山林経営を行っている。

山林経営は木材市況変化への対応力を高めると同時に原材料調達の安定化や部材調達コストの低減に役立っている。山林経営については、立木の伐採可能量の増加に対応して設備投資が必要となっている。そのため、連結キャッシュ・フローにおいては、投資活動により使用する資金の多くはニュージーランドにおける投資に充当している。

所在地別セグメントによるニュージーランドに関する内部取引を含む売上高、営業利益、資産の推移と当社グループ連結ベース(内部取引消去後)は以下のとおりである。

(ニュージーランドの売上高、営業利益、資産の推移)

		平成16年3月期 (百万円)	平成17年3月期 (百万円)	平成18年3月期 (百万円)	平成19年3月期 (百万円)	平成20年3月期 (百万円)
ニュージーランド	売上高 (注)	15,692 (13,731)	16,201 (13,282)	15,149 (12,393)	19,103 (14,462)	16,461 (11,006)
	営業利益又は 営業損失(△)	629	△190	△80	1,402	170
	資産	40,360	40,229	38,655	45,938	45,616
連結	売上高	70,832	68,945	70,220	88,797	91,851
	営業利益	5,757	3,384	801	3,821	1,257
	資産	103,827	110,751	110,763	143,520	132,016

(注) 売上高下段の括弧内数値はセグメント間の内部売上高又は振替高である。
残高については単位未満切り捨てにより表示している。

(3) 有利子負債依存度について

当社グループにおいては、設備投資資金については主に借入金により賄っており、主としてニュージーランドのほか、米国、中華人民共和国、フィリピン共和国への設備投資を行っている。そのため、借入金に対する依存度が高くなっており、当社グループにおける有利子負債依存度は、平成19年3月期末49.94%、平成20年3月期末53.48%となっている。

当社グループにおいては、今後は償却額の範囲内での投資に留め借入金の減少を図る方針であるが、今後の金利動向等金融情勢の変化によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

(有利子負債残高、有利子負債依存度の推移)

	平成16年3月期 (百万円)	平成17年3月期 (百万円)	平成18年3月期 (百万円)	平成19年3月期 (百万円)	平成20年3月期 (百万円)
総資産	103,827	110,751	110,763	143,520	132,016
純資産額	36,627	38,898	35,329	48,752	43,171
有利子負債残高	52,256	56,048	60,544	71,677	70,598
自己資本比率(%)	35.28	35.12	31.90	28.85	27.44
有利子負債依存度(%)	50.33	50.61	54.66	49.94	53.48

(注) 期末有利子負債残高は、社債および借入金の合計額である。
残高については単位未満切り捨てにより表示している。比率については四捨五入により表示している。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

6 【研究開発活動】

当社グループは、「快適な住生活空間の創造」を実現するために、古くから人間の生活と深く関わってきた木材の特色を活かす工夫をして人や健康に優しい製品作りをすることを基本方針としている。住宅構造躯体に始まり、内装建材、住宅設備機器に至るまで、より一層環境に配慮し、お客様のニーズにあった製品の研究・開発に努めていく所存である。

当連結会計年度における研究開発費の総額は386百万円である。

(1) 住宅建材事業

近年、地球温暖化や野生生物の減少などの見地から地球環境保全問題がクローズアップされているが、その一因として世界的な木材需要の増加・違法伐採による世界規模での森林資源の減少が挙げられる。そこで、森林資源の保全・二酸化炭素削減の面からも、再生産可能且つ循環型資源である木材の有効利用は、ますますその重要度を増してきているといえる。

当社グループでは「人」と「住まい」と「木」を見つめながら、地球環境を守ることを基本方針にその一環として、ニュージーランドの約68,000ヘクタールの広大な森でニュージーランドパインを植林から伐採まで30年輪伐システムで管理し、その良質なニュージーランドパインを最大限に有効活用するための研究開発や、日本国内で戦後に植林され伐採期を迎える国産材の有効活用に向けた研究開発、住空間を意識した製品開発を進めている。

研究開発の内容としては、①ニュージーランドパイン無垢材がもつ調湿性や意匠性などの特性をより活かすための加工・処理・塗装に関する研究、②木材の狂う・腐る・燃えるという特性の改良を行い、木材の用途拡大・高機能化を目指す研究、③木質資源の有効利用という観点から、木質資源全般を対象とした、高機能化・高付加価値化などの木材加工技術・素材開発、④安全・安心・快適な生活空間の提供のための製品開発、などがあげられる。

環境に配慮した健康志向が高まる中で、無垢材のもつ調湿性能を活かす製品開発、住まい方や嗜好の多様化に対応した機能性製品の開発例として、ニュージーランドパイン無垢自然塗装「息吹シリーズ」の床材・ドアへの展開、無垢階段・収納への拡充や、無垢材の「ノタ付カウンター」・集成材でのカウンターなどが挙げられる。

この結果、支出した研究開発費は254百万円である。

(2) 住宅設備機器事業

住宅建材事業とのコラボレーションを図るため、リビングとのトータルコーディネート提案できるシステムキッチンの開発に取り組み、6月より新シリーズを発売する。また、他社との差別化を図れる製品、リフォーム市場に対応する製品の開発にも力を入れている。

米国子会社においては、新設住宅着工戸数の減少が予想されるなか、機能性、デザイン性を追及したキッチンキャビネットの研究開発に努めている。また、当社及び米国においても環境に配慮した製品開発に取り組んでいる。

この結果、支出した研究開発費は116百万円である。

(3) プラント事業

主力のステンレスパネルタンク、ストレージタンクなどユーザーの要望に応えるべく、耐震強度や耐圧度のアップを目指した製品開発に努めている。

この結果、支出した研究開発費は15百万円である。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき作成されている。この連結財務諸表作成にあたって、当連結会計年度の財政状態、経営成績に影響を与える重要な会計方針の採用及び見積もりを行っている。

当社は過去の実績や提出日現在時点での状況に基づく合理的な見積もりと判断を行っているが、実際の結果は見積もりと異なる場合がある。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は、132,016百万円であり、前年同期に比べ11,503百万円減少となり、為替レートの変動による影響額4,587百万円を除けば6,915百万円の減少である。

主な資産の減少額として、為替レートの変動による影響額を除けば、前年同期に比べ現金及び預金は138百万円、受取手形及び売掛金が2,173百万円、たな卸資産が2,339百万円、有形固定資産が2,051百万円減少した。

主な要因としては、売掛債権の減少(売上減、流動化等)とたな卸資産の圧縮によるものである。有形固定資産は設備投資として主にJUKEN NEW ZEALAND LTD.における設備投資及び山林取得等で2,628百万円増加し、有形固定資産の減価償却費は、4,498百万円となった。主な負債の増減額として、為替レートの変動による影響額を除けば、前年同期に比べ支払手形及び買掛金が6,029百万円減少し、社債及び借入金が1,104百万円増加した。主な要因として為替の影響を除けば、主に連結会計年度において仕入債務の減少やニュージーランド子会社からの輸入の商流の変更等により買掛金が減少し、ニュージーランド子会社の繰延税金負債が増加した。

当連結会計年度の純資産は、43,171百万円となり前年同期に比べ5,581百万円減少した。主な要因として、当期純損失1,183百万円と為替調整勘定1,367百万円、その他有価証券評価差額金548百万円の減少によるものである。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は91,851百万円(前年同期比3.4%増)、経常損失は419百万円(前年同期の経常利益は3,125百万円)、当期純損失1,183百万円(前年同期の連結当期純利益4,817百万円)となった。

わが国の新設住宅着工戸数は、昨年6月に施行された建築基準法改正の影響もあり、7月から急激な減少となり、今年3月の新設住宅着工戸数は、前年同月比15.6%と9ヶ月連続で減少した。建築基準法の改正の影響は一巡したものと思われるものの、依然厳しい状況で推移している。

このような環境下、当社グループは、前連結会計年度の下期においてグループ化したキッチンメーカーである(株)ベルテクノの住宅設備機器事業とのシナジー効果向上をめざしてきた。この為、平成20年2月1日には、プラント事業(建築設備機器)を営む(株)ベルテクノ、プラント事業(染色整理機械)を営む(株)ベル染色、住宅設備機器事業を営む(株)ベルキッチン及び(株)ベルキッチンインターナショナルに会社分割し、同時に(株)ベルキッチンの営業体制を(株)ウッドワンに取り込んだ。

住宅建材事業は、当連結会計年度においてNZ材を生かした「無垢の木のぬくもりを味わえる」ジュピーノシリーズの「息吹」やジュピーノの無垢フローリング、NZ針葉樹合板製のフローリング「コンビット グラード ストライプ」など新製品の投入・拡販に努め、同時にコスト削減も行ったが、急激な新設住宅着工戸数の減少もあり、住宅建材事業の売上高は、67,440百万円(前年同期比9.7%減)となった。

売上構成として、合板床板は、自然の無垢材を基調としたジュピーノシリーズや傷のつきにくい加工を施した高機能の床材などの販売は微増あったが、主に大衆商品の床材の販売が低迷し、前年同期に比べ22.1%の減収であった。

造作材は自然塗料で仕上げた無垢を基調としたジュピーノシリーズの拡販に努めたが急激な新設住宅着工戸数の減少もあり、主にドア・洋風造作の販売が低迷し、前年同期に比べ11.2%減少した。その他の住宅建材は、海外子会社において、前連結会計年度に引き続きニュージーランド国内のみならず、オーストラリアへ合板用の材料、中東向け建設用の材料の売上が好調であった。

住宅設備機器事業は、キッチン・洗面・浴槽を中心とした事業部門であり、国内市場では当連結会計年度においては、住宅建材事業とのコラボレーションによる新製品の開発や合同でのウッドワンプフェアの出展、合同商談会など積極的な販促活動を展開してきたが、市場低迷の影響により、計画達成には至らなかった。米国市場では、サブプライムローン問題の影響もあり、厳しい住宅業界のなか、上半期は比較的順調に推移したが、下半期については、影響が少ない地域での販売ではあったが、計画は未達成であった。住宅設備機器事業の売上高は、17,221百万円(前年は下半期のみの売上高9,524百万円)となった。

プラント事業のタンク市場は、当連結会計年度において官公需要は減少するも民間設備投資が引き続き順調に推移したこともあり、ステンレス材料が高騰する中、価格改定を実施し、利益率の低下を抑え、受注確保に努めた。また更新時期にきている配水池の受注も順調に増加して、染色機械関連も含め売上高は、7,189百万円(前年は、下半期のみの売上高4,558百万円)となった。

販売費及び一般管理費は25,805百万円は、前年同期と比べ1,815百万円(7.6%)増加となり、主な増加要因は、前連結会計年度下期よりベルテクノグループが連結範囲に含まれることにより従来のベルテクノグループ販管費6,270百万円(前連結会計年度は下期のみ3,285百万円)、のれん償却費449百万円(前連結会計年度は下期のみ217百万円)によるものである。

特別利益として主に企業再編の一環としてSINGAPORE JUKEN SANGYO PTE. LTD. から沃達王国際有限公司への機能移転したことによる関係会社清算益330百万円、退職給付制度変更益269百万円、関係会社出資金売却益316百万円である。特別損失には当連結会計年度末において急激なドル安となった為、未決済為替予約取引の評価損2,418百万円、株価下落に伴う投資有価証券評価損638百万円、過年度役員退職慰労引当金繰入額525百万円を計上している。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額は、2,628百万円であり、主として住宅建材事業において、JUKEN NEW ZEALAND LTD. の生産設備及び山林投資等に1,884百万円行っている。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び関係会社)における主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	土地		建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	合計 (百万円)	従業員 数 (人)	
			面積(m ²)	金額 (百万円)						
技術開発部 (広島県廿日市市)	住宅建材 事業	その他設備 (製品開発、 生産管理)	3,214	21	140	21	11	194	43	
支店・営業所	同上	販売設備	7,340	209	215	1	28	454	387	
広島県 本社製造部 本社工場 (廿日市市)	同上	合板床板、 階段加工、 室内ドア、 収納機器、 その他 造作材等製造	87,517	2,750	1,862	1,890	76	8,632	500	
本社事務所 (廿日市市)	同上	その他 (事務総括)			603	1	1,150			137
本社物流センター (廿日市市)	同上	倉庫			232	7	56			56
愛知県 東海製造部 蒲郡工場 (蒲郡市)	同上	合板床板、 その他の合板 製造	39,799	290	189	448	5	933	87	
豊橋工場 (豊橋市)	同上	集成材、 プレカット、 室内ドア、 内壁材、 その他 造作材等製造	147,397	2,342	584	668	25	4,097	218	
東海物流センター (豊橋市)	同上	倉庫			440	1	34			45
茨城県 関東事業所 (坂東市)	同上	倉庫 プレカット	43,756	1,872	1,063	117	34	3,088	73	
岩手県 東北プレカット工場 (紫波郡紫波町)	同上	プレカット	16,470	85	114	4	1	206	2	
北海道 北海道物流 (夕張郡栗山町)	同上	倉庫	23,406	89	88	11	1	191	1	
ニュージーランド	住宅建材 事業	賃貸設備	—	—	—	3,092	—	3,092	—	
フィリピン共和国	同上	賃貸設備	—	—	—	587	—	587	—	

- (注) 1 投下資本の合計は帳簿価額によっており、建設仮勘定は含まない。
 2 現在重要な休止中の設備はない。
 3 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりである。

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
本社事務所 (広島県廿日市市)	住宅建材事業	コンピュータ関係設備	208	537
		コンピュータソフト関係	8	22
		電話設備他	3	25

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメント の名称	設備の内容	土地		建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	金額 (百万円)					
㈱中国住建	工場 (島根県鹿足郡 吉賀町)	住宅建材 事業	木質床板製造 設備	16,080	94	24	62	0	182	23
㈱ベルキッチン	本社 (愛知県一宮市)	住宅設備 機器事業	その他施設 (福利厚生施設 等を含む)	6,189	315	79	—	1	396	9
	工場 (愛知県一宮市)	同上	厨房、洗面機器 製造設備	14,844	893	1	—	0	894	54
	名古屋支店 他35カ所	同上	販売設備	3,973	482	29	—	2	514	198
㈱ベルテクノ	工場 (愛知県一宮市)	プラント事業	給排水衛生機器 製造設備	3,244	194	6	4	4	210	35
	東京支店 他13カ所	同上	販売設備	—	—	1	—	2	3	53
㈱ベルテクノ プラント工業	工場 (岐阜県美濃市)	同上	給排水衛生機器 製造設備	10,074	324	210	24	4	564	189

(注) 1 ㈱ベルテクノプラント工業の土地のうち、青森工場については、青森県上北部七戸町より無償にて17,831㎡の提供を受けている。

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメント の名称	設備の内容	土地		建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	金額 (百万円)					
JUKEN NEW ZEALAND LTD.	工場 (ニュージー ランドオー kland市)	住宅建材 事業	山林経営 木製品等 製造設備	132,600,568	1,951	4,811	5,772	25,061	37,597	869
住建(上海) 有限公司	工場 (中華人民共 和国 上海市 宝山区)	同上	集成材 木製内装建材 製造設備	— (82,672)	—	303	303	174	780	341
JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP.	工場 (フィリピン 共和国 スービック)	同上	構造材の製造 設備	— (91,578)	—	660	11	6	678	336
沃達王木業 (上海) 有限公司	工場 (中華人民共 和国 上海市 嘉定区)	同上	木質床板製造 設備	— (84,759)	—	351	453	50	856	146
Canyon Creek Cabinet Company	工場 (米国 ワシントン州 モンロー市)	住宅設備 機器事業	キッチン キャビネット 製造設備	65,560	375	819	421	62	1,678	485
Belteco Malaysia Sdn. Bhd	工場 (マレーシア セランゴール 州)	同上	厨房機器部品 製造設備	— (9,329)	—	14	108	2	125	52
上海百特 諾厨衛設備 有限公司	工場 (中華人民共 和国 上海市 松江出口加工 区)	同上	同上	— (14,687)	—	152	2	2	158	57

(注) 1 投下資本の合計は帳簿価額によっており、建設仮勘定は含まない。
 2 現在重要な休止中の設備はない。
 3 (外書)は、賃借設備である。
 4 その他は主として工具器具及び備品である。なお、JUKEN NEW ZEALAND LTD. の「その他」には「立木勘定」24,964百万円が含まれている。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末(平成20年3月末)現在における重要な設備の新設等の計画はない。

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末(平成20年3月末)現在における重要な設備の除却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	196,839,384
計	196,839,384

② 【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	49,209,846	49,209,846	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	49,209,846	49,209,846	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	82個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	82,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 740円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が 有する自己株式を代用するた め、資本への組入れはない。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、取締役会の承認を要す る。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。
各新株予約権の一部行使はできない。
退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当てに関する契約」で定めるところによる。

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	173個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	173,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 910円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～ 平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはない。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。
各新株予約権の一部行使はできない。
退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当てに関する契約」で定めるところによる。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	185個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	185,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,020円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が 有する自己株式を代用するた め、資本への組入れはない。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、取締役会の承認を要す る。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	500個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 855円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が 有する自己株式を代用するた め、資本への組入れはない。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、取締役会の承認を要す る。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	500個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 843円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～ 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が 有する自己株式を代用するた め、資本への組入れはない。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、取締役会の承認を要す る。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利の譲渡及び質入れは認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱

①当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」という。)において定めた場合に限るものとする。

②前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。)}} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{1}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}} \times 1$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日(平成20年7月1日)と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日(平成27年6月30日)までとする。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

株主総会の特別決議日(平成19年6月28日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	395個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	395,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 633円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年12月28日～ 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 633円 資本組入額 317円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利の譲渡及び質入れは認めない。
各新株予約権の一部行使はできない。
退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

- 4 組織再編成行為時の取扱

①当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」という。)において定めた場合に限るものとする。

②前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。)}} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{1}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日(平成20年7月1日)と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日(平成27年6月30日)までとする。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	100,000,000個(注)2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	100,000,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月11日～ 平成20年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	—	—

(注) 1 平成18年6月29日第54回定時株主総会及び平成19年6月28日第55回定時株主総会において、継続承認を得ている。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

3 (1) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から平成20年9月30日までの間に、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出される。)、または株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表する場合に限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

また、以下の各号に定める者は、特定大量保有者、ならびに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

- ① 当社
 - ② 当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条3項に定義される。)
 - ③ 当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条5項に定義される。)
 - ④ 中間法人
 - ⑤ 中間法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行及び信託会社
 - ⑥ その者が当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者。但し、取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。
なお、本項において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。
- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3) 前二項にかかわらず、以下の各号に定める者は新株予約権を行使できないものとする。
- ① 特定大量保有者
 - ② 特定大量保有者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される。)
 - ③ 特定大量保有者の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に定義される。)
 - ④ 中間法人
 - ⑤ 中間法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行および信託会社

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者	当社株主
新株予約権の数	100,000,000個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	100,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成17年7月11日～ 平成20年9月30日
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
取得条項に関する事項	(注)4
信託の設定の状況	(注)5
代用払込みに関する事項	—

(注) 1 平成18年6月29日第54回定時株主総会及び平成19年6月28日第55回定時株主総会において、継続承認を得ている。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

3 (1) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から平成20年9月30日までの間に、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出される。)、または株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表する場合に限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

また、以下の各号に定める者は、特定大量保有者、並びに共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

①当社

②当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条3項に定義される。)

③当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条5項に定義される。)

④中間法人

⑤中間法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行及び信託会社

⑥その者が当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者。但し、取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

なお、本項において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3) 前二項にかかわらず、以下の各号に定める者は新株予約権を行使できないものとする。
 - ①特定大量保有者
 - ②特定大量保有者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される。)
 - ③特定大量保有者の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に定義される。)
 - ④中間法人
 - ⑤中間法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行及び信託会社

4 取得条項に関する事項

以下は、平成17年6月29日開催の第53回定時株主総会でご承認をいただいた発行要項に記載されている新株予約権の消却についての内容であるが、会社法(平成17年法律第86号)の施行に伴い、会社法下では取得条項付新株予約権(対価が無償のもの)とみなされる。(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令13条1項)

消却事由及び消却手続き

- (a) 当社の企業価値を最大化する買収等である場合

当社は、下記に定める行使条件が成就するまでの間、取締役会が企業価値の最大化のために必要があると認めたときは、取締役会の決議をもって取締役会の定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で消却することができる。但し、取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

- (b) 委任状勧誘合戦等の結果、株主提案により取締役の過半数が選任された場合

当社は、下記に定める行使条件が成就するまでの間、株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となったときは、取締役会の決議をもって取締役会の定める日に、新株予約権の全部を一斉に無償で消却することができる。

- (c) 法制度の改正等により適切な企業価値防衛策を採用する場合

当社は、下記に定める行使条件が成就するまでの間、新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めたときは、取締役会の決議をもって取締役会の定める日に、新株予約権の全部を一斉に無償で消却することができる。

(行使条件が成就する場合)

新株予約権者は、新株予約権の発行日から平成20年9月30日までの間に、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出される。)、又は株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表する場合に限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

また、以下の各号に定める者は、特定大量保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

- ①当社
- ②当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条3項に定義される。)
- ③当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条5項に定義される。)
- ④中間法人
- ⑤中間法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行及び信託会社
- ⑥その者が当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者。

但し、取締役会は、かかる決議に際しては、当社が別途定めるガイドラインに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

なお、本項において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

5 信託の設定の状況

委託者	有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受益者	行使条件の成就(以下「受益者確定事由」という。)直後の基準日(※)現在の株主名簿(実質株主名簿を含む。)に記載又は記録された当社の株主(実質株主を含む。)であって、受託者に対して受益の意思表示を行った者
信託契約締結日	平成17年7月11日
信託契約の期間	信託契約締結日から新株予約権全部の無償取得時又は新株予約権行使期間終了時までの期間
信託目的	受託者が、信託契約に従い、新株予約権及び金銭を管理し、受益者確定事由が発生した場合に受益者に新株予約権を交付することを目的とする。
信託財産	新株予約権100,000,000個及び金銭
信託財産の交付事由	本新株予約権発行要項に定める権利発動事由が発生し、かつ、新株予約権の受益者への交付につき当社の取締役会による承認決議が行われたこと。
信託財産の交付	原則として、受益者が保有する当社の株式1株当たり新株予約権2個を交付するが、当社の発行済株式総数の増減があった場合にはその増減後の発行済株式総数に応じて修正されることがある。
信託報酬	委託者負担
信託の計算	計算期日は信託契約に定める所定の日及び信託終了日
報告	当社及び委託者宛
最終計算承認	当社及び委託者

※基準日とは、信託契約締結後、社債、株主等の振替に関する法律が施行される日までは、株券等の保管及び振替に関する法律31条1項各号の日を意味し、社債、株式等の振替に関する法律が施行される日以後は、同法159条1項各号の日又は同条8項に基づき総株主通知が行われる日を意味するものとする。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成12年6月6日	△366,000	49,209,846	—	7,324	—	7,815

(注) 自己株式の利益による消却によるものである。

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	45	21	154	56	—	2,150	2,426	—
所有株式数 (単元)	—	15,652	207	8,289	4,131	—	20,572	48,851	358,846
所有株式数 の割合(%)	—	32.04	0.42	16.97	8.46	—	42.11	100	—

- (注) 1 自己株式2,507,256株は、「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ2,507単元及び256株記載されている。
- 2 証券保管振替機構名義の株式4,000株は、「その他の法人」の欄に4単元記載されている。

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,502	5.09
中本不動産(株)	広島県廿日市市阿品4丁目19番18号	2,382	4.84
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,971	4.01
中本信子	広島県廿日市市	1,681	3.42
中本祐昌	広島県廿日市市	1,638	3.33
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,568	3.19
中勇不動産(株)	広島県廿日市市須賀7番31号	1,446	2.94
バンク オブ ニューヨーク ジー シーエム クライアント アカウ ント ジェイピーアール デイア イエスジー エフイー-エイシー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行 決済事業部)	PETER BOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1 号)	1,394	2.83
資産管理サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,177	2.39
中本利夫	広島県廿日市市	1,150	2.34
計	—	16,913	34.37

- (注) 1 上記日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は2,502千株である。なお、それらの内訳は、(株)広島銀行退職給付信託分1,801千株、大日本インキ化学工業(株)退職給付信託分152千株、及びその他信託業務等に係る株式549千株である。
- 2 上記日本トラスティ・サービス信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は1,971千株である。なお、それらの内訳は、(株)もみじ銀行退職給付信託分739千株、及びその他信託業務等に係る株式1,232千株である。
- 3 上記資産管理サービス信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は1,177千株である。なお、それらの内訳は、(株)みずほコーポレート銀行退職給付信託分663千株、(株)みずほ銀行退職給付信託分176千株、及びその他信託業務等に係る株式337千株である。
- 4 当社は自己株式を2,507千株(5.10%)所有しているが、上記には含んでいない。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,507,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,344,000	46,344	—
単元未満株式	普通株式 358,846	—	—
発行済株式総数	49,209,846	—	—
総株主の議決権	—	46,344	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式4,000株(議決権4個)が含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式256株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市 木材港南1-1	2,507,000	—	2,507,000	5.10
計	—	2,507,000	—	2,507,000	5.10

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、自己株式取得方式によるストックオプション制度及び新株予約権方式によるストックオプション制度を採用している。

当該制度の内容は次のとおりである。

① 自己株取得方式

当該制度は、旧商法第210条ノ2第2項の規定に基づき、当社が自己株式を買付ける方法により、平成13年6月28日第49回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して付与することを平成13年6月28日の定時株主総会において決議されたものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成13年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 4名
株式の種類	普通株式
株式の数	202,000株
譲渡価額	918円 (注)
権利行使期間	平成15年7月1日～平成21年6月30日
権利行使についての条件	退任時は権利喪失(ただし、取締役会が承認したときはこの限りではない。) 権利の譲渡・質入れ・相続の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) 株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合には、次の算式により譲渡価額を調整する。ただし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後譲渡価額} = \text{調整前譲渡価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

② 新株予約権方式

当該制度は、旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年6月27日第50回定時株主総会、平成15年6月27日第51回定時株主総会、平成16年6月29日第52回定時株主総会及び平成17年6月29日第53回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して特に有利な条件(無償)をもって新株予約権を発行することを平成14年6月27日、平成15年6月27日、平成16年6月29日及び平成17年6月29日の定時株主総会においてそれぞれ特別決議されたものである。また、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、平成18年6月29日第54回定時株主総会、平成19年6月28日第55回定時株主総会及び平成20年6月27日第56回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して特に有利な条件(無償)をもって新株予約権を発行することを平成18年6月29日、平成19年6月28日及び平成20年6月27日の定時株主総会においてそれぞれ特別決議されたものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	99,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり740円 (注)
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 退任時の取扱い、その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	182,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり910円 (注)
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 退任時の取扱い、その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	185,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,020円(注)
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成25年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 退任時の取扱い、その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり855円(注)
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成26年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 退任時の取扱い、その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり843円(注)1
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成27年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当てに関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合は、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、発行日以降当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編行為時の取扱

①当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」という。)において定めた場合に限るものとする。

②前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。)}} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{1}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}} \times 1$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日(平成20年7月1日)と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日(平成27年6月30日)までとする。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	395,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり633円(注)1
新株予約権の行使期間	平成21年12月28日～平成28年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当てに関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、発行日以降当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」という。)において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。)}} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月1日から平成28年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間で、本新株予約権を行使することができる期間の開始日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	300,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日～平成29年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当てに関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に、目的株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。
なお、本新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除く。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」という。)において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。)}} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{1}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}} \times 1$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成29年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間で、本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めた日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めた日までとする。

- (e) 承継新株予約権の行使条件

- ① 承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。
- ② 各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③ その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。
- ② 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (g) 承継新株予約権の取得条項

- ① 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ② 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成19年12月3日決議)での決議状況 (取得期間平成19年12月7日～平成20年2月6日)	300,000	200,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	300,000	186,753
残存決議株式の総数及び価額の総額	0	13,247
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0	6.62
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	18,744	15,289
当期間における取得自己株式	1,203	759

(注) 当期間における取得自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式	2,507,256	—	2,508,459	—

(注) 当期間における保有自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の最重点施策のひとつと認識し、企業の経営基盤の強化をはかりつつ安定配当を維持する中で、業績の動向を勘案し利益還元の一層の充実をはかる方針である。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会である。

当事業年度の剰余金の配当については、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株6円とし、中間配当金6円と合わせて、12円とした。

内部留保金の使途については、安定した経営体質の改善強化と今後の新規事業への投資資金等に活用する予定である。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めている。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりである。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成19年11月9日 取締役会決議	282	6.00
平成20年6月27日 定時株主総会決議	280	6.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	1,081	1,180	955	1,184	1,030
最低(円)	679	780	640	751	540

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年 10月	11月	12月	平成20年 1月	2月	3月
最高(円)	641	649	685	647	653	638
最低(円)	551	546	612	540	566	555

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	—	中 本 祐 昌	昭和35年12月12日生	昭和59年4月 当社に入社 平成3年6月 当社取締役技術センター部長 平成7年2月 当社常務取締役経営統括本部長兼 商品企画部長兼技術開発部長 平成9年6月 当社専務取締役経営統括本部長兼 技術開発部長 平成11年6月 当社代表取締役・専務取締役経営 統括本部長 平成12年12月 JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP. 代 表 取締役社長(現在に至る) 平成13年6月 ㈱中国住建代表取締役社長 同 ㈱住建造作材(現 ㈱ウッドジョ イ)代表取締役社長 同 ㈱ジューケン特販代表取締役社長 同 (現在に至る) 同 当社代表取締役社長(現在に至る) 平成14年12月 住建(上海)有限公司董事長(現在 に至る) 平成15年8月 木隆木業(上海)有限公司(現 沃 達王木業(上海)有限公司)董事長 (現在に至る) 平成16年9月 JUKEN NISSHO LTD.(現 JUKEN NEW ZEALAND LTD.)代表取締役社長(現 在に至る) 沃達王國際有限公司董事長(現在 に至る)	(注)4	1,638
専務取締役	営業本部長	栗 城 孝 司	昭和24年5月18日生	昭和48年4月 当社に入社 平成2年6月 当社取締役東海事業部長兼集成材 工場長 平成9年6月 当社常務取締役営業本部長兼物流 部長 平成13年6月 当社専務取締役営業本部長(現在 に至る) 平成20年4月 ㈱ベルキッチン代表取締役社長 平成20年5月 (現現在に至る) ㈱ウッドジョイ代表取締役社長 (現在に至る)	(注)4	2
常務取締役	製造本部 本部長	竹 田 平	昭和30年7月23日生	昭和53年4月 当社に入社 平成5年6月 当社参与関連事業室長 平成13年6月 当社取締役東海製造部長 平成15年8月 当 社 取 締 役 、 JUKEN NISSHO LTD.(現JUKEN NEW ZEALAND LTD.) 専務取締役 平成19年6月 当社取締役本社製造部長兼物流部 長兼購買部長 平成20年5月 ㈱中国住建代表取締役社長(現在 に至る) 平成20年6月 常務取締役製造本部本部長(現在 に至る)	(注)3	6
取締役	西日本 営業本部 本部長	岩 井 茂 樹	昭和25年8月13日生	昭和49年4月 当社に入社 平成7年2月 当社参与首都圏ブロック長兼東京 支店長 平成9年6月 当社取締役東京支店長 平成10年4月 当社取締役営業推進部長 平成18年4月 当社取締役営業推進部長兼開発営 業部長 平成20年2月 当社取締役営業本部副本部長兼開 発営業部長 平成20年6月 当社取締役西日本営業本部長(現 在に至る)	(注)4	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	東海製造部長	増田 望	昭和25年12月15日生	昭和48年4月 平成8年8月 平成9年6月 平成11年6月 平成19年6月	当社に入社 当社参与収納システム・造作材 (現階段工場)工場長兼資材センタ ー(現階段工場2課)部長 当社取締役収納システム・造作材 (現階段工場)・広島単板(現階段 工場2課)各工場長 当社取締役本社製造部長 当社取締役東海製造部長(現在に 至る)	(注)4	11
取締役	経理部長	吉岡 孝治	昭和25年10月18日生	昭和48年4月 平成5年5月 平成14年3月 平成15年7月 平成17年6月	当社に入社 当社経理部次長 当社経理部次長兼総務人事部次長 当社経理部長 当社取締役経理部長(現在に至る)	(注)3	5
取締役	総務人事部長	澤井 誠	昭和25年2月17日生	昭和48年4月 昭和63年6月 平成14年6月 平成16年4月 平成17年6月 同	旧(株)日本興業銀行へ入行 同行仙台支店審査 審査役 興銀リース(株)執行役員福岡支店長 昭和情報機器(株)経理部長 当社顧問 当社取締役総務人事部長(現在に 至る)	(注)3	2
取締役	東日本営業本部 本部長 開発営業部長	山口 忠一	昭和21年9月1日生	昭和48年8月 昭和60年6月 平成13年4月 平成19年4月 平成20年6月	クリナップ(株)入社 同社取締役 同社専務取締役(営業全部門管掌) 当社に入社 当社取締役東日本営業本部長兼開 発営業部長(現在に至る)	(注)3	5
取締役	—	中本 信子	昭和4年1月31日生	昭和34年7月 平成2年5月 平成2年6月	中本造林(株)監査役 同監査役退任 当社取締役(現在に至る)	(注)3	1,681
常勤監査役	—	宮崎 正樹	昭和10年2月17日生	平成5年2月 平成5年4月 平成10年4月 平成13年6月	当社退職 学校法人鈴峯学園経理課長 学校法人鈴峯学園理事法人事務局 長 当社常勤監査役(現在に至る)	(注)5	2
監査役	—	肥和野 邦夫	昭和4年10月9日生	昭和58年6月 昭和62年6月 平成8年6月 同 平成9年3月 平成9年10月 平成10年6月	中国塗料(株)常務取締役 大竹化学(株)代表取締役社長 大竹化学(株)代表取締役会長 明新産業(株)代表取締役社長 大竹明新化学(株)顧問 肥和野技術士事務所所長(現在に 至る) 当社監査役(現在に至る)	(注)5	10
監査役	—	村岡 卓夫	昭和12年2月7日生	昭和63年7月 平成元年7月 平成3年7月 平成6年7月 平成7年7月 平成8年8月 平成10年9月 平成11年6月	三原税務署長 広島国税局直税部法人税課長 広島国税局総務部人事第一課長 広島東税務署長 広島国税局調査査察部長 村岡税理士事務所所長(現在に至 る) 当社顧問税理士 当社監査役(現在に至る)	(注)6	1
監査役	—	須山 正敏	昭和19年1月11日生	昭和42年3月 平成3年2月 平成7年2月 平成16年6月	当社に入社 当社情報システム部次長 当社総務人事部次長 当社監査役(現在に至る)	(注)5	3
監査役	—	竹廣 隆	昭和19年1月14日生	昭和41年4月 平成12年6月 平成14年1月 同 平成14年6月 平成16年6月 平成17年6月	(株)広島銀行へ入行 同行広報文化部長 (株)広島銀行退職 (株)ひろぎんディーシーカード入社 (株)ひろぎんディーシーカード常務 取締役 (株)ひろぎんディーシーカード退職 当社監査役(現在に至る)	(注)6	2
計							3,377

- (注) 1 取締役社長 中本祐昌は、取締役 中本信子の孫である。
- 2 監査役 肥和野邦夫、村岡卓夫、竹廣 隆の3氏は、社外監査役である。
- 3 取締役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 4 取締役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 5 監査役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 6 監査役の任期は、平成17年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 7 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入している。
- 執行役員は8名で、品質管理部長 佐藤寛、プレカット事業部長兼関東事業所長 竹内敏、東日本地区担当営業部長 青木一正、海外営業担当部長 田宮邦夫、商品企画室長兼㈱ベルキッチン担当 大山晶一、JUKEN NEW ZEALAND LTD. 担当 川戸宏之、生産管理室部長兼生産技術室部長兼技術開発部基礎開発課長兼情報システム部次長 高橋雄二、物流部長兼関連事業室海外物流担当部長 大志茂和敏で構成している。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念である「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取り組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針である。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用している。5名の監査役(内社外監査役3名)により、取締役及び執行役員の職務執行について、厳正な監視を行っている。

また、取締役会は、平成20年3月31日現在9名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の取締役会を開催している。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催している。

毎事業年度の経営計画については、全社計画を策定し、各部署において具体策を立案及び実行している。また、業務執行の強化及び経営効率の向上をはかるため、執行役員制度を導入している。

内部統制については、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規定やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進している。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組の強化を図っている。

会計監査は西日本監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めている。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けている。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はない。

(2) リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いている。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っている。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定している。

(3) 会計監査の状況

当社は、西日本監査法人と会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結している。

業務を執行した公認会計士の氏名

金本 善行、梶田 滋

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名、その他 3名

(4) 役員報酬の内容

区分	取締役		監査役		計		摘要
	支給 人員 (名)	支給額 (百万円)	支給 人員 (名)	支給額 (百万円)	支給 人員 (名)	支給額 (百万円)	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	9	185	5	34	14	219	(注) 1
計		185		34		219	(注) 2

- (注) 1 株主総会で承認を受けた報酬額は、平成18年6月29日定時株主総会決議により取締役の報酬額を年額300百万円以内とし、監査役の報酬額を年額40百万円以内とされている。また、当該取締役の報酬とは別枠で、当社取締役に対するストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬額を年額500百万円以内とされている。
- 2 上記のほか、使用人兼務取締役5名の使用人給与及び賞与57百万円を支給している。

(5) 監査報酬の内容

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に 20百万円
規定する業務に基づく報酬
上記以外の業務に基づく報酬はない。

(6) 取締役の定数及び選解任の決議要件

当社の定款において、取締役の定数について、その員数を9名以内としている。また同じく定款において、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の5分の3以上の決議をもって行うこととし、解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うこととしている。

(7) その他当社定款規定について

① 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めている。

② 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める範囲内で免除することができる旨を定款に定めている。

③ 中間配当

当社は株主への機動的な利益の還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者および信託の受託者に対し、会社法第454条第5項による中間配当を行うことができる旨を定款に定めている。

(8) その他

(新株予約権を活用した企業価値防衛策の導入について)

当社は、企業価値最大化のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、下記の通り、第二回信託型買収防衛策(特別目的会社及び信託を用いて新株予約権を発行する方式)の導入、および第三回事前警告型買収防衛策(新株予約権に関する発行登録制度を用いる方式)を企業価値防衛策として導入することにつき承認を得た。

第二回信託型買収防衛策

- | | |
|--------------|---|
| ① 新株予約権の発行目的 | 当社は、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が毀損することを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合に、当社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策として用いることを目的として、発行要項に定める新株予約権を発行する。 |
| ② 株式の種類 | 普通株式 |
| ③ 割当先 | 有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスに全て |
| ④ 新株発行の予定株数 | 1億1,000万株(1株につき1個) |
| ⑤ 新株予約権発行価額 | 無償とする。 |
| ⑥ 割当日 | 平成20年7月10日 |
| ⑦ 行使価額 | 1株につき1円 |
| ⑧ 行使期間 | 行使期間の始期は、行使条件が成就した日(当社の株券等保有割合又は株券等所有割合が20%以上となる者が現れたことを当社取締役会が認識し公表した日から10日間が経過したときが属する日から2ヶ月間が経過する日、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者が公開買付け開始公告を行った日から10日間が経過したときが属する日から2ヶ月間が経過する日)とし、終期は平成23年9月30日又は当該成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い方の日とする。 |

第三回事前警告型買収防衛策

- | | |
|--------------|---|
| ① 新株予約権の発行目的 | 当社は、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が毀損することを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合に、当社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策として用いることを目的として、発行要項に定める新株予約権を発行する。
第二回信託型買収防衛策の発動を原則とするが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、第三回事前警告型買収防衛策の発動が選択される場合がある。 |
| ② 株式の種類 | 普通株式 |
| ③ 割当先及び割当方法 | 割当期日における株主に対して1株につき、新株予約権2個を割当てる。 |
| ④ 新株発行の予定株数 | 1億1,000万株(1株につき1個)を上限とする。 |
| ⑤ 新株予約権発行価額 | 無償とする。 |
| ⑥ 割当日 | 発行登録日から平成23年9月30日までの間で、当社取締役会が別途定める。 |
| ⑦ 行使価額 | 1株につき1円 |

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

なお、第55期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第56期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)及び第55期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)に係る連結財務諸表及び財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び第56期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)に係る連結財務諸表及び財務諸表について西日本監査法人より監査を受けている。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		4,874		4,502	
2 受取手形及び売掛金	※(3) (5)	16,780		14,251	
3 たな卸資産		27,489		24,588	
4 繰延税金資産		272		591	
5 その他	※(3)	1,621		2,239	
貸倒引当金		△134		△117	
流動資産合計		50,903	35.5	46,055	34.9
II 固定資産					
(1) 有形固定資産	※(1)				
1 建物及び構築物	※(4)	14,555		13,456	
2 機械装置及び運搬具		15,880		13,886	
3 土地	※(4)	13,272		13,081	
4 建設仮勘定		896		682	
5 立木勘定		26,116		24,964	
6 その他		2,032		1,850	
有形固定資産合計		72,755	50.7	67,921	51.4
(2) 無形固定資産					
1 のれん		2,029		1,555	
2 その他		1,949		699	
無形固定資産合計		3,978	2.7	2,255	1.7
(3) 投資その他の資産					
1 投資有価証券	※(2)	4,483		1,710	
2 美術品		9,137		9,137	
3 繰延税金資産		163		630	
4 その他	※(2) (4)	2,343		4,486	
貸倒引当金		△244		△181	
投資その他の資産合計		15,882	11.1	15,783	12.0
固定資産合計		92,616	64.5	85,960	65.1
資産合計		143,520	100	132,016	100

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 支払手形及び買掛金	※(5)	13,617		7,404	
2 短期借入金	※(4) (6)	22,998		25,081	
3 1年以内償還予定社債		3,075		575	
4 未払法人税等		940		217	
5 未払消費税等		155		469	
6 賞与引当金		606		598	
7 役員賞与引当金		60		—	
8 その他		4,865		4,286	
流動負債合計		46,318	32.3	38,634	29.3
II 固定負債					
1 社債		13,662		16,087	
2 長期借入金	※(4) (6)	31,942		28,854	
3 繰延税金負債		846		3,088	
4 退職給付引当金		1,434		265	
5 役員退職慰労引当金		—		574	
6 その他		563		1,340	
固定負債合計		48,449	33.7	50,211	38.0
負債合計		94,767	66.0	88,845	67.3
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		7,324		7,324	
2 資本剰余金		8,028		7,816	
3 利益剰余金		24,775		21,313	
4 自己株式		△1,914		△2,116	
株主資本合計		38,214	26.7	34,338	26.0
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券 評価差額金		430		△117	
2 繰延ヘッジ損益		145		752	
3 為替換算調整勘定		2,613		1,246	
評価・換算差額等合計		3,189	2.2	1,880	1.4
III 新株予約権		43	0.0	113	0.1
IV 少数株主持分		7,304	5.1	6,838	5.2
純資産合計		48,752	34.0	43,171	32.7
負債純資産合計		143,520	100	132,016	100

② 【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	
I 売上高			88,797	100	91,851	100
II 売上原価			60,986	68.7	64,788	70.5
売上総利益			27,811	31.3	27,062	29.5
III 販売費及び一般管理費	※(1) (2)		23,989	27.0	25,805	28.1
営業利益			3,821	4.3	1,257	1.4
IV 営業外収益						
1 受取利息		90			66	
2 受取配当金		56			149	
3 仕入割引		52			49	
4 賃貸料収入		111			107	
5 為替差益		364			123	
6 投資有価証券売却益		301			30	
7 その他		406	1,383	1.6	326	854
V 営業外費用						
1 支払利息		1,298			1,289	
2 売上割引		604			600	
3 投資有価証券売却損		—			97	
4 持分法による投資損失		45			—	
5 たな卸資産評価損		—			356	
6 その他		131	2,080	2.4	188	2,531
経常利益又は 経常損失(△)			3,125	3.5	△419	△0.5
VI 特別利益						
1 固定資産売却益	※(3)	33			2	
2 貸倒引当金戻入額		22			22	
3 投資有価証券売却益		164			109	
4 為替差益	※(4)	3,612			—	
5 関係会社清算益		—			330	
6 関係会社出資金売却益		—			316	
7 退職給付制度変更益		—			269	
8 その他		226	4,058	4.6	108	1,160
VII 特別損失						
1 固定資産売却損	※(5)	92			24	
2 固定資産除却損	※(6)	80			37	
3 為替差損		—			2,418	
4 投資有価証券売却損		3			197	
5 投資有価証券評価損		110			638	
6 過年度役員退職慰労金 繰入額		—			525	
7 減損損失	※(7)	115			14	
8 その他		41	444	0.5	152	4,009
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前 当期純損失(△)			6,739	7.6	△3,268	△3.6
法人税、住民税 及び事業税		1,179			397	
法人税等調整額		△470	709	0.8	△2,553	△2,155
少数株主利益			1,212	1.4	70	0.1
当期純利益又は 当期純損失(△)			4,817	5.4	△1,183	△1.3

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	7,324	7,815	20,571	△1,904	33,806
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当 (注)			△564		△564
役員賞与 (注)			△48		△48
当期純利益			4,817		4,817
株式交換による増加		213			213
自己株式の取得				△28	△28
自己株式の処分			△1	18	17
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	213	4,204	△10	4,407
平成19年3月31日残高(百万円)	7,324	8,028	24,775	△1,914	38,214

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	634	—	888	1,523	—	940	36,269
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当 (注)				—			△564
役員賞与 (注)				—			△48
当期純利益				—			4,817
株式交換による増加				—			213
自己株式の取得				—			△28
自己株式の処分				—			17
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△203	145	1,725	1,666	43	6,364	8,075
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△203	145	1,725	1,666	43	6,364	12,482
平成19年3月31日残高(百万円)	430	145	2,613	3,189	43	7,304	48,752

(注) 平成18年6月29日の定時株主総会における利益処分項目である。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	7,324	8,028	24,775	△1,914	38,214
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△564		△564
当期純損失			△1,183		△1,183
連結子会社の株式交換端数処理による減少		△212			△212
自己株式の取得				△202	△202
持分法適用会社の減少に伴う増加高			79		79
中国会計基準による減少高			△7		△7
在外子会社の会計基準変更に伴う減少高			△1,786		△1,786
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	△212	△3,461	△202	△3,875
平成20年3月31日残高(百万円)	7,324	7,816	21,313	△2,116	34,338

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	430	145	2,613	3,189	43	7,304	48,752
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△564
当期純損失							△1,183
連結子会社の株式交換端数処理による減少							△212
自己株式の取得							△202
持分法適用会社の減少に伴う増加高							79
中国会計基準による減少高							△7
在外子会社の会計基準変更に伴う減少高							△1,786
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△548	606	△1,367	△1,308	69	△465	△1,705
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△548	606	△1,367	△1,308	69	△465	△5,581
平成20年3月31日残高(百万円)	△117	752	1,246	1,880	113	6,838	43,171

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△は損失)		6,739	△3,268
2 減価償却費		4,972	4,814
3 のれん償却費		217	449
4 減損損失		115	14
5 有形固定資産売却損益等(△は益)		158	55
6 投資有価証券売却損		3	154
7 投資有価証券売却益		△465	—
8 投資有価証券評価損		110	638
9 貸倒引当金の増減額(△は減少額)		△17	0
10 受取利息及び受取配当金		△147	△216
11 支払利息		1,298	1,289
12 為替差損益(△は差益)		△3,873	1,932
13 関係会社清算益		—	△330
14 売上債権の増減額(△は増加)		△466	2,178
15 たな卸資産の増減額(△は増加)		△2,868	2,339
16 仕入債務の増減額(△は減少)		1,462	△6,029
17 役員賞与支払額		△48	△60
18 その他		1,750	△256
小計		8,942	3,705
19 利息及び配当金の受領額		148	240
20 利息の支払額		△1,271	△1,291
21 法人税等の支払額		△529	△1,091
営業活動によるキャッシュ・フロー		7,291	1,563
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金解約による収入		20	—
2 有形固定資産の取得による支出		△4,613	△2,747
3 有形固定資産の売却による収入		52	54
4 投資有価証券の取得による支出		△261	△7
5 投資有価証券の売却による収入		4,094	831
6 子会社株式の取得による支出		△4,098	—
7 その他		△573	3
投資活動によるキャッシュ・フロー		△5,379	△1,865
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入金の純増減額		△5,779	4,169
2 長期借入れによる収入		15,498	10,345
3 長期借入金の返済による支出		△12,557	△13,115
4 社債の発行による収入		5,960	2,947
5 社債の償還による支出		△3,037	△3,075
6 自己株式取得による支出		△28	△202
7 連結子会社の自己株式取得による支出		△19	—
8 自己株式売却による収入		17	—
9 配当金の支払額		△565	△559
10 少数株主からの払い込みによる収入		1,400	—
11 連結子会社の株式交換端数処理による支出		—	△212
12 その他		△115	△37
財務活動によるキャッシュ・フロー		772	261
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△104	△331
V 現金及び現金同等物の増減額		2,578	△371
VI 現金及び現金同等物の期首残高		2,032	4,610
VII 現金及び現金同等物の期末残高		4,610	4,238

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結している。 連結子会社24社 JUKEN NEW ZEALAND LTD. 住建(上海)有限公司 株式会社中国住建 株式会社ジューケン特販(旧株式会社ワンズネット) 株式会社ウッドジョイ SINGAPORE JUKEN SANGYO PTE. LTD. JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP. 沃達王木業(上海)有限公司 沃達王國際有限公司 有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス I G C株式会社 株式会社ベルテクノ 株式会社東海ベルテクノ 株式会社ベルテクノプラント工業 株式会社ソーキー 株式会社関東ベルテクノ技研 株式会社ベルテクノトランス 株式会社サンスタージャパン BELTECNO, INC. Canyon Creek Cabinet Company Sokee Corporation 上海百特諾厨衛設備有限公司 百特諾(上海)科貿有限公司 Beltecno Malaysia Sdn. Bhd 新規……14社 上記のうち、I G C(株)については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めている。 連結子会社のうち、(株)ベルテクノ、(株)東海ベルテクノ、(株)ベルテクノプラント工業、(株)ソーキー、(株)関東ベルテクノ技研、(株)ベルテクノトランス、(株)サンスタージャパン、BELTECNO, INC.、Canyon Creek Cabinet Company、Sokee Corporation、上海百特諾厨衛設備有限公司、百特諾(上海)科貿有限公司、Beltecno Malaysia Sdn. Bhd. は、I G C(株)が平成18年12月に公開買付けにより株式を取得した会社であり、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社数……2社 湖南遠大鈴木住房設備有限公司 (株)キッチンスタジオ なお、上記2社については、株式会社ベルテクノ他12社をI G C株式会社が平成18年12月に公開買付けによって連結対象会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。 (2) 持分法を適用していない関連会社(株)ベルテクノ技研)は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結している。 連結子会社26社 JUKEN NEW ZEALAND LTD. 住建(上海)有限公司 株式会社中国住建 株式会社ジューケン特販 株式会社ウッドジョイ JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP. 沃達王木業(上海)有限公司 沃達王國際有限公司 有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス I G C株式会社 株式会社ベルテクノ 株式会社ベルキッチン 株式会社ベル染色 株式会社ベルキッチンインターナショナル 株式会社東海ベルテクノ 株式会社ベルテクノプラント工業 株式会社ソーキー 株式会社関東ベルテクノ技研 株式会社ベルテクノトランス 株式会社サンスタージャパン BELTECNO, INC. Canyon Creek Cabinet Company Sokee Corporation 上海百特諾厨衛設備有限公司 百特諾(上海)科貿有限公司 Beltecno Malaysia Sdn. Bhd なお、前連結会計年度において連結子会社であったSINGAPORE JUKEN SANGYO PTE. LTD. は、沃達王國際有限公司に業務を移管し、平成19年8月4日付けで清算したため、連結の範囲から除いている。 上記のうち、(株)ベルキッチン、(株)ベル染色、(株)ベルキッチンインターナショナルについては、(株)ベルテクノの新設分割により当連結会計年度より連結の範囲に含めている。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社なし。 なお、前連結会計年度において持分法適用の関連会社であった湖南遠大鈴木住房設備有限公司及び(株)キッチンスタジオは、全株式を売却したため、連結の範囲から除いている。 (2) 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(3) 持分法適用会社は、決算日が12月31日で、連結決算日と異なるが、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用している。</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、住建(上海)有限公司、沃達王木業(上海)有限公司、上海百特諾厨衛設備有限公司及び百特諾(上海)科貿有限公司の決算日は12月31日である。連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致している。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっている。 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法によっている。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。</p> <p>(ロ) ———</p> <p>(ハ) たな卸資産 (住宅建材事業) 製品・仕掛品・原材料(主要材料)は、主として移動平均法による低価法によっている。 原材料(補助材料)・貯蔵品は、最終仕入原価法による低価法によっている。 (住宅設備機器事業) 製品・仕掛品・原材料は、総平均法による原価法によっている。 貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法によっている。 (プラント事業) 製品・仕掛品・原材料は、主として個別法による原価法によっている。 貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法によっている。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 有形固定資産については、主として定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用している。なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっている。</p>	<p>(3) ———</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法によっている。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。</p> <p>(ロ) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法 (ハ) たな卸資産 (住宅建材事業) 同左 (住宅設備機器事業) 同左 (プラント事業) 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>② 無形固定資産 定額法によっている。なお、耐用年数について当社及び国内連結子会社は、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっているが、海外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく方法によっている。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(イ) 貸倒引当金 諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(ロ) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額のうち、当連結会計年度に属する要支給見込額の全額を計上している。 在外連結子会社には賞与の制度がないので、引当金の計上は行っていない。</p> <p>(ハ) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上している。</p> <p>(ニ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるものであって、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。なお、過去勤務債務は、その発生時に一括して費用処理している。また数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>(ホ) _____</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっている。 但し、海外連結子会社である JUKEN NEW ZEALAND LTD. は、現地ニュージーランドにおける一般に公正妥当と認められた会計基準を採用している。</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(イ) 貸倒引当金 同左</p> <p>(ロ) 賞与引当金 同左</p> <p>(ハ) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上している。 なお、当連結会計年度においては計上していない。</p> <p>(ニ) 退職給付引当金 同左</p> <p>(ホ) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上している。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっている。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>ニュージーランドの基準は、日本基準と異なり 予定取引に対する為替予約について、長短の区別 なしにヘッジの有効性を評価し、有効である場合 には、ヘッジ会計(為替予約レートにより外貨建 取引及び金銭債権債務等を換算する方法)を適用 している。</p> <p>なお、期末時点における一年を超える長期先物 為替予約契約の未決済残高は、18,062百万円(円 売り・ニュージーランドドル買い)であり、時価 評価差額は6,289百万円(評価益)となっている。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨 建取引をヘッジ対象としている。 また金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手 段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としてい る。</p> <p>③ ヘッジ方針 内部規定に基づき為替変動リスク及び金利リス クをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内で デリバティブ取引を利用する方針である。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを 比較する方法によっている。 なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引 の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びそ の後も継続して相場変動を完全に相殺するものと 想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判 定を省略している。 特例処理による金利スワップについては、その 要件を満たしていることの確認をもって有効性の 判定に替えている。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 (イ)立木勘定の金額には、当該連結会計年度に発生 した支払利息のうち立木の植林育成費用に対応す る金額801百万円(9百万ニュージーランドドル) を含めている。 (ロ)消費税等の会計処理は、税抜方式によってい る。</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価 評価法によっている。</p> <p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれんの償却は、5年間の定額法により償却を行っ ている。</p> <p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金 及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預 金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動につい て僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に 償還期限の到来する短期投資からなっている。</p>	<p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 (イ)立木勘定の金額には、当該連結会計年度に発生 した支払利息のうち立木の植林育成費用に対応す る金額685百万円(8百万ニュージーランドドル) を含めている。 (ロ)消費税等の会計処理は、税抜方式によってい る。</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p> <p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 同左</p> <p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

会計処理の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。これによる損益に与える影響はない。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は41,258百万円である。 また、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成している。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用している。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が43百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が60百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等) 当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用している。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表より早期適用が可能になったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用している。 これにより、利益剰余金が1,786百万円減少し、営業利益が2百万円増加し、税金等調整前当期純損失は、1,938百万円増加している。</p>

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(役員退職慰労引当金の会計処理)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理していたが、当連結会計年度より、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用している。この結果、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度の営業利益が44百万円減少し、経常損失が44百万円増加している。また、過年度相当額525百万円を特別損失に計上した結果、税金等調整前当期純損失は、570百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。</p> <p>これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益が21百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ21百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

追加情報

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(有形固定資産の残存価額の会計処理)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。</p> <p>これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益が105百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ128百万円増加している。</p> <p>(退職給付制度間の移行等に関する会計処理)</p> <p>当社は、適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内連結子会社は適格退職年金制度の全部について、平成19年4月1日より確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号)を適用した。</p> <p>本移行により、損益に与える影響額は特別利益269百万円である。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																																						
<p>※(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、66,398百万円である。</p> <p>※(2) 関係会社に対するものは、次のとおりである。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>投資有価証券(株式)</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>その他 (投資その他の資産)</td> <td style="text-align: right;">316百万円</td> </tr> </table> <p>※(3) 手形債権の流動化 (株)ベルテクノにおいて手形の流動化を行った。このため、受取手形は、1,575百万円減少し、資金化していない部分332百万円は、その他(流動資産)に計上している。</p> <p>※(4) このうち次のとおり借入金の担保に供している。</p> <p>イ 担保提供資産</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">1,002百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">274</td> </tr> <tr> <td>その他 (投資その他の資産)</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">1,282</td> </tr> </table> <p>ロ 上記に対応する債務</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,380百万円</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">83</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">1,463</td> </tr> </table> <p>※(5) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれている。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>受取手形</td> <td style="text-align: right;">229百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table> <p>※(6) 財務制限条項 借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(平成19年3月31日現在借入金残高6,000百万円)において財務制限条項が付されており、各年度の決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項及び経常損益の2期連続損失とならないように維持する条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失する。</p>	投資有価証券(株式)	1百万円	その他 (投資その他の資産)	316百万円	建物及び構築物	1,002百万円	土地	274	その他 (投資その他の資産)	5	計	1,282	長期借入金	1,380百万円	短期借入金	83	計	1,463	受取手形	229百万円	支払手形	1	<p>※(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、68,052百万円である。</p> <p>※(2) 関係会社に対するものは、次のとおりである。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>投資有価証券(株式)</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </table> <p>※(3) 手形債権の流動化 一部の国内連結子会社において手形の流動化を行った。このため、受取手形は、1,730百万円減少し、資金化していない部分378百万円は、その他(流動資産)に計上している。</p> <p>※(4) このうち次のとおり借入金の担保に供している。</p> <p>イ 担保提供資産</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">813百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">233</td> </tr> <tr> <td>その他 (投資その他の資産)</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">1,051</td> </tr> </table> <p>ロ 上記に対応する債務</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,107百万円</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">65</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">1,172</td> </tr> </table> <p>※(5) _____</p> <p>※(6) 財務制限条項 借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(平成20年3月31日現在借入金残高4,875百万円)において財務制限条項が付されており、各年度の決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項及び経常損益の2期連続損失とならないように維持する条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失する。</p>	投資有価証券(株式)	1百万円	建物及び構築物	813百万円	土地	233	その他 (投資その他の資産)	5	計	1,051	長期借入金	1,107百万円	短期借入金	65	計	1,172
投資有価証券(株式)	1百万円																																						
その他 (投資その他の資産)	316百万円																																						
建物及び構築物	1,002百万円																																						
土地	274																																						
その他 (投資その他の資産)	5																																						
計	1,282																																						
長期借入金	1,380百万円																																						
短期借入金	83																																						
計	1,463																																						
受取手形	229百万円																																						
支払手形	1																																						
投資有価証券(株式)	1百万円																																						
建物及び構築物	813百万円																																						
土地	233																																						
その他 (投資その他の資産)	5																																						
計	1,051																																						
長期借入金	1,107百万円																																						
短期借入金	65																																						
計	1,172																																						

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																														
<p>※(1) 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">運送費</td><td style="text-align: right;">4,911百万円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">2,124</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">4,950</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">316</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">164</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">1,631</td></tr> </table> <p>※(2) 一般管理費に含まれる研究開発費は、385百万円である。</p> <p>※(3) 固定資産売却益の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">9</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td><td style="text-align: right;">19</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">33</td></tr> </table> <p>※(4) JUKEN NEW ZEALAND LTD. の外貨建借入金の期末換算から生じた為替差益は、著しい為替相場の変動により、異常な為替差益が発生したため、特別利益として表示している。また企業再編の一環としてシンガポール子会社から香港子会社への機能移転に伴い一時的に発生した特殊要因の期末の為替換算損失を為替差益と合算して特別利益として表示している。</p> <p>※(5) 固定資産売却損の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">88</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">92</td></tr> </table> <p>※(6) 固定資産除却損の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">73</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">80</td></tr> </table>	運送費	4,911百万円	広告宣伝費	2,124	給料手当	4,950	賞与引当金繰入額	316	退職給付費用	164	賃借料	1,631	建物及び構築物	1百万円	機械装置及び運搬具	2	土地	9	その他(工具器具備品)	0	無形固定資産 (ソフトウェア)	19	計	33	建物及び構築物	0百万円	機械装置及び運搬具	88	その他(工具器具備品)	4	計	92	建物及び構築物	2百万円	機械装置及び運搬具	73	その他(工具器具備品)	4	計	80	<p>※(1) 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">運送費</td><td style="text-align: right;">4,880百万円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">2,109</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">5,393</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">650</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">202</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">1,992</td></tr> </table> <p>※(2) 一般管理費に含まれる研究開発費は、386百万円である。</p> <p>※(3) 固定資産売却益の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2</td></tr> </table> <p>※(4) ————</p> <p>※(5) 固定資産売却損の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">20</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>無形固定資産 (ソフトウェア、電話 加入権)</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">24</td></tr> </table> <p>※(6) 固定資産除却損の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">15百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>その他(工具器具備品)</td><td style="text-align: right;">9</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37</td></tr> </table>	運送費	4,880百万円	広告宣伝費	2,109	給料手当	5,393	賞与引当金繰入額	650	退職給付費用	202	賃借料	1,992	建物及び構築物	0百万円	機械装置及び運搬具	2	その他(工具器具備品)	0	計	2	建物及び構築物	2百万円	機械装置及び運搬具	20	その他(工具器具備品)	1	無形固定資産 (ソフトウェア、電話 加入権)	0	計	24	建物及び構築物	15百万円	機械装置及び運搬具	12	その他(工具器具備品)	9	計	37
運送費	4,911百万円																																																																														
広告宣伝費	2,124																																																																														
給料手当	4,950																																																																														
賞与引当金繰入額	316																																																																														
退職給付費用	164																																																																														
賃借料	1,631																																																																														
建物及び構築物	1百万円																																																																														
機械装置及び運搬具	2																																																																														
土地	9																																																																														
その他(工具器具備品)	0																																																																														
無形固定資産 (ソフトウェア)	19																																																																														
計	33																																																																														
建物及び構築物	0百万円																																																																														
機械装置及び運搬具	88																																																																														
その他(工具器具備品)	4																																																																														
計	92																																																																														
建物及び構築物	2百万円																																																																														
機械装置及び運搬具	73																																																																														
その他(工具器具備品)	4																																																																														
計	80																																																																														
運送費	4,880百万円																																																																														
広告宣伝費	2,109																																																																														
給料手当	5,393																																																																														
賞与引当金繰入額	650																																																																														
退職給付費用	202																																																																														
賃借料	1,992																																																																														
建物及び構築物	0百万円																																																																														
機械装置及び運搬具	2																																																																														
その他(工具器具備品)	0																																																																														
計	2																																																																														
建物及び構築物	2百万円																																																																														
機械装置及び運搬具	20																																																																														
その他(工具器具備品)	1																																																																														
無形固定資産 (ソフトウェア、電話 加入権)	0																																																																														
計	24																																																																														
建物及び構築物	15百万円																																																																														
機械装置及び運搬具	12																																																																														
その他(工具器具備品)	9																																																																														
計	37																																																																														

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
※(7) 減損損失 当社グループは、以下の固定資産及び美術品について減損損失を計上した。				※(7) 減損損失 当社グループは、以下の固定資産について減損損失を計上した。			
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
本社 広島県 廿日市市	住宅建材 生産設備他	建物及び 構築物	0	大阪府 守口市 他	管理業務	無形固定資産 その他 (借地権)	9
		機械装置及び 運搬具	12				
		美術品	53	愛知県 一宮市 他	遊休資産	土地	5
山口県 山口市他	住宅設備機 器販売設備	建物及び 構築物 その他	30 6	計			14
愛知県 蒲郡市	住宅建材 生産設備	機械装置及び 運搬具	4	当社グループは、継続的に収支の把握を行っている 管理会計上の区分を基本として資産をグルーピング している。使用見込みのない遊休資産は個別にグ ルーピングしている。この遊休資産に関しては、原 則として回収可能価額は正味売却価額を使用し、固 定資産税評価額等により算定した評価額に基づき帳 簿価額を回収可能価額まで減額している。			
岐阜県 瑞浪市	住宅設備機 器生産設備	機械装置及び 運搬具 その他	3 0				
その他	生産設備・ 販売設備他	機械装置及び 運搬具	2				
		その他	1				
計			115				
当社グループは、継続的に収支の把握を行って いる管理会計上の区分を基本として資産をグルー ピングしている。使用見込みのない遊休資産、美術 品は個別にグルーピングしている。この遊休資産に 関しては、原則として回収可能価額は正味売却価 額を使用し、一部不動産鑑定士による鑑定評価額 に基づき帳簿価額を回収可能価額まで減額してい る。美術品については、美術専門家等の第三者よ り入手した価格に基づき算定した価格を回収可能 価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落 をしている美術品について回収可能価額まで減額 している。							

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	49,209	—	—	49,209

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	2,181	28	21	2,188

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりである。

単元未満株式の買取りによる増加 28千株

減少数の主な内訳は、次のとおりである。

ストック・オプション(新株予約権)の権利行使による減少 21千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第一回SPC方式信託型セキュリティプラン型新株予約権	普通株式	100,000	—	—	100,000	—
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	43
合計			100,000	—	—	100,000	43

(注) 1 第一回SPC方式信託型セキュリティプラン型新株予約権は、特定大量保有者による提出会社に対する濫用的な買収等によって提出会社の企業価値を毀損することを未然に防止し、提出会社に対する買収等の提案がなされた場合に、提出会社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策を用いることを目的として発行している。現時点では特定大量保有者による提出会社に対する買収等の提案がなされていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していない。

2 スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	282	6.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月9日 取締役会	普通株式	282	6.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	282	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	49,209	—	—	49,209

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	2,188	318	—	2,507

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりである。

自己株の買付けによる増加 300千株

単元未満株式の買取りによる増加 18千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第一回SPC方式信託型セキュリティプラン型新株予約権	普通株式	100,000	—	—	100,000	—
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	113
合計			100,000	—	—	100,000	113

(注) 1 第一回SPC方式信託型セキュリティプラン型新株予約権は、特定大量保有者による提出会社に対する濫用的な買収等によって提出会社の企業価値を毀損することを未然に防止し、提出会社に対する買収等の提案がなされた場合に、提出会社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策を用いることを目的として発行している。現時点では特定大量保有者による提出会社に対する買収等の提案がなされていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していない。

2 スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	282	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月9日 取締役会	普通株式	282	6.00	平成19年9月30日	平成19年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	280	6.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																												
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,874百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△263</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,610</td> </tr> </table> <p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりである。</p> <p>(株)ベルテクノ連結(平成18年10月1日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">12,150百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">12,620</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△9,328</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">△7,512</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">△1,723</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">(株)ベルテクノ株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,204</td> </tr> <tr> <td>(株)ベルテクノ連結の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△2,106</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引：(株)ベルテクノ取得のための支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,098</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,874百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△263	現金及び現金同等物	4,610	流動資産	12,150百万円	固定資産	12,620	流動負債	△9,328	固定負債	△7,512	のれん	△1,723	(株)ベルテクノ株式の取得価額	6,204	(株)ベルテクノ連結の現金及び現金同等物	△2,106	差引：(株)ベルテクノ取得のための支出	4,098	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,502百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△263</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,238</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,502百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△263	現金及び現金同等物	4,238
現金及び預金勘定	4,874百万円																												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△263																												
現金及び現金同等物	4,610																												
流動資産	12,150百万円																												
固定資産	12,620																												
流動負債	△9,328																												
固定負債	△7,512																												
のれん	△1,723																												
(株)ベルテクノ株式の取得価額	6,204																												
(株)ベルテクノ連結の現金及び現金同等物	△2,106																												
差引：(株)ベルテクノ取得のための支出	4,098																												
現金及び預金勘定	4,502百万円																												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△263																												
現金及び現金同等物	4,238																												

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																												
機械装置 及び運搬具	300	105	162	32	機械装置 及び運搬具	250	98	131	19																												
その他 (工具器具 備品他)	1,516	561	127	827	その他 (工具器具 備品他)	1,364	660	106	597																												
合計	1,816	667	290	859	合計	1,614	759	238	616																												
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>319百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>705百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,024百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td> <td>165百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占 める割合が低いため、支払利子込み法により算定し ている。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減 価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>291百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>252百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっている。</p>					1年内	319百万円	1年超	705百万円	合計	1,024百万円	リース資産減損勘定期末残高	165百万円	支払リース料	291百万円	リース資産減損勘定の取崩額	38百万円	減価償却費相当額	252百万円	<p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>285百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>429百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>715百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定期末残高</td> <td>98百万円</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減 価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>308百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>54百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>254百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>					1年内	285百万円	1年超	429百万円	合計	715百万円	リース資産減損勘定期末残高	98百万円	支払リース料	308百万円	リース資産減損勘定の取崩額	54百万円	減価償却費相当額	254百万円
1年内	319百万円																																				
1年超	705百万円																																				
合計	1,024百万円																																				
リース資産減損勘定期末残高	165百万円																																				
支払リース料	291百万円																																				
リース資産減損勘定の取崩額	38百万円																																				
減価償却費相当額	252百万円																																				
1年内	285百万円																																				
1年超	429百万円																																				
合計	715百万円																																				
リース資産減損勘定期末残高	98百万円																																				
支払リース料	308百万円																																				
リース資産減損勘定の取崩額	54百万円																																				
減価償却費相当額	254百万円																																				
2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料					2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料																																
1年内			102百万円		1年内			110百万円																													
1年超			161百万円		1年超			172百万円																													
合計			263百万円		合計			282百万円																													

(有価証券関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日)

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,432	2,410	977
	その他	—	—	—
	小計	1,432	2,410	977
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,900	1,554	△346
	その他	—	—	—
	小計	1,900	1,554	△346
合計		3,333	3,964	631

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額である。

なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損60百万円を計上している。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)
4,094	465	3

(3) 時価評価されていない主な有価証券(平成19年3月31日)

内容	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	456
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	60
非上場債券	2

(注) 非上場株式の連結貸借対照表計上額は当連結会計年度において、投資有価証券評価損として減損処理(50百万円)を行ったため、減損処理後の計上額となっている。

なお、当該株式の減損にあたっては、直近の財務諸表における1株当たり純資産が1株当たり取得原価に比べ50%以上下落した場合には、出資後の経過年数等を勘案し、また当該会社の財政状態の回復可能性等を考慮の上、減損処理を行っている。

当連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日)

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	264	444	180
	その他	—	—	—
	小計	264	444	180
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,476	1,091	△384
	その他	—	—	—
	小計	1,476	1,091	△384
合計		1,740	1,536	△204

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額である。

なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損626百万円を計上している。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)
831	140	294

(3) 時価評価されていない主な有価証券(平成20年3月31日)

内容	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	129
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	44

(注) 非上場株式の連結貸借対照表計上額は当連結会計年度において、投資有価証券評価損として減損処理(11百万円)を行ったため、減損処理後の計上額となっている。

なお、当該株式の減損にあたっては、直近の財務諸表における1株当たり純資産が1株当たり取得原価に比べ50%以上下落した場合には、出資後の経過年数等を勘案し、また当該会社の財政状態の回復可能性等を考慮の上、減損処理を行っている。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

① 取引の内容及び利用目的等

当社グループは、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っている。また、長期借入金に係わる将来の金利変動リスクを軽減するため、一部借入金に対し、金利スワップ取引を行っている。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っている。

(1) ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としている。また、長期借入金に係わる将来の金利変動リスクを軽減するため、一部借入金に対し、金利スワップ取引を行っている。

なお金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としている。

(2) ヘッジ方針

内部規定に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針である。

(3) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっている。

なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略している。

特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えている。

② 取引に対する取組方針

通貨関連のデリバティブ取引については、主として、外貨建の売上をヘッジするためのものであるため、外貨建売掛金の範囲内で行うこととし、投機目的のためデリバティブ取引は行わない方針である。

金利関連のデリバティブ取引については、現在、変動金利を固定金利に変換する目的で金利スワップ取引を利用しているのみであり、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針である。

③ 取引に係るリスクの内容

為替予約取引には、為替相場の変動によるリスク、金利スワップ取引においては、市場金利によるリスクをそれぞれ有している。

また、当社グループのデリバティブ取引の契約先は国内の格付信用の高い金融機関であり、契約不履行によるリスクは極めて少ないものと判断している。

④ 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の実行及び管理は、「社内管理規定」に従い、経理部が実行及び管理を行っている。為替予約の締結、金利スワップ契約の締結等は取締役会に報告し、事前承認を受けることになっており、取引後のデリバティブ取引の内容については取締役会に報告することになっている。

2 取引の時価等に関する事項(平成19年3月31日)

該当事項なし。

また、為替予約取引及び金利スワップ取引を行っているが、いずれもヘッジ会計を適用しているので注記の対象から除いている。

当連結会計年度

1 取引の状況に関する事項(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

① 取引の内容及び利用目的等

当社グループは、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っている。また、長期借入金に係わる将来の金利変動リスクを軽減するため、一部借入金に対し、金利スワップ取引を行っている。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っている。

(1) ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としている。また、長期借入金に係わる将来の金利変動リスクを軽減するため、一部借入金に対し、金利スワップ取引を行っている。

なお金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としている。

(2) ヘッジ方針

内部規定に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針である。

(3) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっている。

なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略している。

特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えている。

② 取引に対する取組方針

通貨関連のデリバティブ取引については、主として、外貨建の売上及び仕入をヘッジするためのものであるため、外貨建売掛金及び買掛金の範囲内で行うこととし、投機目的のためデリバティブ取引は行わない方針である。

金利関連のデリバティブ取引については、現在、変動金利を固定金利に変換する目的で金利スワップ取引を利用しているのみであり、投機目的のためデリバティブ取引は行わない方針である。

③ 取引に係るリスクの内容

為替予約取引には、為替相場の変動によるリスク、金利スワップ取引においては、市場金利によるリスクをそれぞれ有している。

また、当社グループのデリバティブ取引の契約先は国内の格付信用の高い金融機関であり、契約不履行によるリスクは極めて少ないものと判断している。

④ 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の実行及び管理は、「社内管理規定」に従い、経理部が実行及び管理を行っている。為替予約の締結、金利スワップ契約の締結等は取締役会に報告し、事前承認を受けることになっており、取引後のデリバティブ取引の内容については取締役会に報告することになっている。

2 取引の時価等に関する事項(平成20年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
為替予約取引				
USD	2,641	2,463	△415	△415
NZD	17,069	14,366	△2,003	△2,003
合計	19,710	16,830	△2,418	△2,418

(注) 1 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、除いている。

(退職給付関係)

前連結会計年度

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の在外子会社は現地国の法律に基づく確定給付型制度がある。

また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合がある。

なお、当社は適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内連結子会社は適格退職年金制度の全部について、平成19年4月1日より確定拠出年金制度へ移行した。

2 退職給付債務に関する事項(平成19年3月31日)

	当連結会計年度
イ 退職給付債務	△3,409百万円
ロ 年金資産(退職給付信託を含む)	2,027
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△1,382
ニ 未認識数理計算上の差異	13
ホ 連結貸借対照表計上純額(ハ+ニ)	△1,369
ヘ 前払年金費用	26
ト 制度移行処理前退職給付引当金(ホ+ヘ)	△1,395
チ 制度移行に伴う退職給付引当金増加額	△38
リ 退職給付引当金(ト+チ)	△1,434

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

3 退職給付費用に関する事項(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	当連結会計年度
イ 勤務費用	196百万円
ロ 利息費用	49
ハ 期待運用収益	△12
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	33
ホ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	267
ヘ 制度移行に伴う損失 計(ホ+ヘ)	38 305

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上している。

4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	1.5～2%(但し、在外子会社においては11%)
ハ 期待運用収益率	0.5～1%
ニ 過去勤務債務の処理年数	当期一括処理
ホ 数理計算上の差異の処理年数	5年(但し、一部国内子会社においては8年) (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしている。)

当連結会計年度

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、適格退職金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内子会社は適格退職金制度の全部について、平成19年4月より、確定拠出年金制度に移行した。一部の在外子会社は、現地国の法律に基づく確定給付型制度がある。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合がある。

2 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)

	当連結会計年度
イ 退職給付債務	△1,121百万円
ロ 年金資産(退職給付信託を含む)	529
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△591
ニ 未認識数理計算上の差異	326
ホ 退職給付引当金(ハ+ニ)	△265

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

3 退職給付費用に関する事項(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	当連結会計年度
イ 勤務費用	86百万円
ロ 利息費用	2
ハ 期待運用収益	—
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	6
ホ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	95
ヘ 確定拠出年金制度移行に伴う損益	△269
ト 確定拠出年金制度への掛金拠出額	219
計(ホ+ヘ+ト)	44

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上している。

4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2%(但し、在外子会社においては8.63%)
ハ 期待運用収益率	0%
ニ 過去勤務債務の処理年数	当期一括処理
ホ 数理計算上の差異の処理年数	5年(但し、一部国内子会社においては8年) (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- 1 スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 43百万円

- 2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名、当社執行役員4名	当社取締役10名、当社執行役員4名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 202,000株	普通株式 99,000株
付与日	平成13年12月10日	平成14年11月19日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成13年12月10日から平成15年6月30日まで	平成14年11月19日から平成16年6月30日まで
権利行使期間	平成15年7月1日から平成21年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成16年7月1日から平成23年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

	平成15年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、当社執行役員4名	当社取締役8名、当社執行役員5名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 182,000株	普通株式 185,000株
付与日	平成15年9月30日	平成16年6月29日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成15年9月30日から平成17年6月30日まで	平成16年6月29日から平成18年6月30日まで
権利行使期間	平成17年7月1日から平成24年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成18年7月1日から平成25年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、当社執行役員5名	当社取締役9名、当社執行役員5名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 500,000株	普通株式 500,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月31日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成17年7月1日から平成19年6月30日まで	平成18年7月31日から平成20年6月30日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成26年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成20年7月1日から平成27年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

(注) 株式数に換算して記載している。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

① ストック・オプションの数

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	202,000	94,000	182,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	12,000	9,000
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	202,000	82,000	173,000

	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	—	500,000	—
付与(株)	—	—	500,000
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	500,000	500,000
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	—	—	—
権利確定(株)	185,000	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	185,000	—	—

② 単価情報

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション
権利行使価格(円)	918	740	910
行使時平均株価(円)	—	873	874
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利行使価格(円)	1,020	855	843
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	234

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成18年Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりである。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成18年Stock・オプション
株価変動性(注) 1	35.273%/年
予想残存期間(注) 2	5.5年
予想配当(注) 3	12円
無リスク利子率(注) 4	1.466%/年

- (注) 1 5.5年(平成13年1月から平成18年7月)の株価実績に基づき算出している。
2 合理的に見積もることが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっている。
3 平成18年3月期の配当実績によっている。
4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りである。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、失効数の見積りは行っていない。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 69百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名、当社執行役員4名	当社取締役10名、当社執行役員4名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 202,000株	普通株式 99,000株
付与日	平成13年12月10日	平成14年11月19日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成13年12月10日から平成15年6月30日まで	平成14年11月19日から平成16年6月30日まで
権利行使期間	平成15年7月1日から平成21年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成16年7月1日から平成23年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

	平成15年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、当社執行役員4名	当社取締役8名、当社執行役員5名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 182,000株	普通株式 185,000株
付与日	平成15年9月30日	平成16年6月29日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成15年9月30日から平成17年6月30日まで	平成16年6月29日から平成18年6月30日まで
権利行使期間	平成17年7月1日から平成24年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成18年7月1日から平成25年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、 当社執行役員5名	当社取締役9名、 当社執行役員5名	当社取締役9名、 当社執行役員7名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 500,000株	普通株式 500,000株	普通株式 395,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月31日	平成19年12月27日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成17年7月1日から 平成19年6月30日まで	平成18年7月31日から 平成20年6月30日まで	平成19年12月27日から 平成21年12月27日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から 平成26年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成20年7月1日から 平成27年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成21年12月28日から 平成28年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

(注) 株式数に換算して記載している。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

① ストック・オプションの数

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	202,000	82,000	173,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	202,000	82,000	173,000

	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	—	500,000	500,000	—
付与(株)	—	—	—	395,000
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	500,000	—	—
未確定残(株)	—	—	500,000	395,000
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	185,000	500,000	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—
未行使残(株)	185,000	500,000	—	—

② 単価情報

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション
権利行使価格(円)	918	740	910
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利行使価格(円)	1,020	855	843	633
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	234	164

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりである。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成19年ストック・オプション
株価変動性(注) 1	33.751%/年
予想残存期間(注) 2	5.3年
予想配当(注) 3	12円
無リスク利子率(注) 4	1.083%/年

(注) 1 5.3年(平成14年8月から平成19年11月)の株価実績に基づき算出している。

2 合理的に見積もることが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっている。

3 平成19年3月期末配当及び平成19年9月中間配当実績によっている。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りである。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、失効数の見積りは行っていない。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">883百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">73</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">245</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">408</td></tr> <tr><td>未実現利益</td><td style="text-align: right;">413</td></tr> <tr><td>繰越欠損</td><td style="text-align: right;">262</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">545</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">2,831</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△1,652</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">1,179</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>圧縮記帳積立金</td><td style="text-align: right;">△95</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益</td><td style="text-align: right;">△211</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">△565</td></tr> <tr><td>全面時価評価による評価差額</td><td style="text-align: right;">△478</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△240</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△1,590</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">△410</td></tr> </table>	退職給付引当金	883百万円	未払事業税	73	賞与引当金	245	減価償却費	408	未実現利益	413	繰越欠損	262	その他	545	繰延税金資産小計	2,831	評価性引当金	△1,652	繰延税金資産合計	1,179	圧縮記帳積立金	△95	退職給付信託設定益	△211	その他有価証券評価差額金	△565	全面時価評価による評価差額	△478	その他	△240	繰延税金負債合計	△1,590	繰延税金負債の純額	△410	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">431百万円</td></tr> <tr><td>長期未払退職金</td><td style="text-align: right;">287</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">15</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">240</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">233</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">361</td></tr> <tr><td>未実現利益</td><td style="text-align: right;">310</td></tr> <tr><td>繰越欠損</td><td style="text-align: right;">4,469</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,071</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">7,420</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△2,181</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">5,238</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">△6,323</td></tr> <tr><td>圧縮記帳積立金</td><td style="text-align: right;">△95</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益</td><td style="text-align: right;">△209</td></tr> <tr><td>全面時価評価による評価差額</td><td style="text-align: right;">△476</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△7,105</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">△1,866</td></tr> </table>	退職給付引当金	431百万円	長期未払退職金	287	未払事業税	15	賞与引当金	240	役員退職慰労引当金	233	減価償却費	361	未実現利益	310	繰越欠損	4,469	その他	1,071	繰延税金資産小計	7,420	評価性引当金	△2,181	繰延税金資産合計	5,238	固定資産	△6,323	圧縮記帳積立金	△95	退職給付信託設定益	△209	全面時価評価による評価差額	△476	その他	△0	繰延税金負債合計	△7,105	繰延税金負債の純額	△1,866
退職給付引当金	883百万円																																																																								
未払事業税	73																																																																								
賞与引当金	245																																																																								
減価償却費	408																																																																								
未実現利益	413																																																																								
繰越欠損	262																																																																								
その他	545																																																																								
繰延税金資産小計	2,831																																																																								
評価性引当金	△1,652																																																																								
繰延税金資産合計	1,179																																																																								
圧縮記帳積立金	△95																																																																								
退職給付信託設定益	△211																																																																								
その他有価証券評価差額金	△565																																																																								
全面時価評価による評価差額	△478																																																																								
その他	△240																																																																								
繰延税金負債合計	△1,590																																																																								
繰延税金負債の純額	△410																																																																								
退職給付引当金	431百万円																																																																								
長期未払退職金	287																																																																								
未払事業税	15																																																																								
賞与引当金	240																																																																								
役員退職慰労引当金	233																																																																								
減価償却費	361																																																																								
未実現利益	310																																																																								
繰越欠損	4,469																																																																								
その他	1,071																																																																								
繰延税金資産小計	7,420																																																																								
評価性引当金	△2,181																																																																								
繰延税金資産合計	5,238																																																																								
固定資産	△6,323																																																																								
圧縮記帳積立金	△95																																																																								
退職給付信託設定益	△209																																																																								
全面時価評価による評価差額	△476																																																																								
その他	△0																																																																								
繰延税金負債合計	△7,105																																																																								
繰延税金負債の純額	△1,866																																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.4%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.6</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△0.1</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">1.2</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△5.2</td></tr> <tr><td>一部連結子会社の当期損失等税効果未認識額のれん償却額</td><td style="text-align: right;">1.3</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.4</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">10.5</td></tr> </table>	法定実効税率	40.4%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1	住民税均等割等	1.2	評価性引当金	△5.2	一部連結子会社の当期損失等税効果未認識額のれん償却額	1.3	その他	△0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.5	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失を計上したため、記載していない。</p>																																																						
法定実効税率	40.4%																																																																								
(調整)																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1																																																																								
住民税均等割等	1.2																																																																								
評価性引当金	△5.2																																																																								
一部連結子会社の当期損失等税効果未認識額のれん償却額	1.3																																																																								
その他	△0.4																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.5																																																																								

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	住宅建材事業 (百万円)	住宅設備機器 事業(百万円)	プラント事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	74,714	9,524	4,558	88,798	(0)	88,797
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	74,714	9,524	4,558	88,798	(0)	88,797
営業費用	71,248	9,459	4,051	84,759	216	84,976
営業利益	3,466	65	507	4,038	(217)	3,821
II 資産、減価償却費及び 資本的支出						
資産	127,022	15,706	9,478	152,206	(8,686)	143,520
減価償却費	4,782	144	29	4,956	217	5,174
資本的支出	4,347	227	1	4,575	2,246	6,821

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっている。

2 各事業の主要な製商品

- (1) 住宅建材事業 造作材、床材、内装材、構造材
(2) 住宅設備機器事業 厨房機器、洗面機器、浴槽機器
(3) プラント事業 給排水衛生機器、染色整理機械

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、217百万円であり、その主なものは、ベルテクノ株式取得に関わるのれん償却費である。

4 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は2,029百万円であり、ベルテクノ株式取得に関わるのれんである。

5 事業区分の変更

事業区分の方法について、従来、日本産業分類上、「木材及び木製品製造業」のみであるので、事業の種類別セグメント情報を記載していないが、当連結会計年度より、I G C(株)が(株)ベルテクノの全株式を取得し、子会社化により、事業分野が拡大したことに伴い、事業の実態を反映した、より適正なセグメントで「住宅建材事業」「住宅設備機器事業」「プラント事業」に変更した。

6 会計方針の変更

「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業費用は、「住宅建材事業」が60百万円増加し営業利益が同額減少している。

「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業費用は、「住宅建材事業」が43百万円増加し営業利益が同額減少している。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	住宅建材事業 (百万円)	住宅設備機器 事業(百万円)	プラント事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	67,440	17,221	7,189	91,851	—	91,851
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	14	14	—	28	(28)	—
計	67,455	17,235	7,189	91,880	(28)	91,851
営業費用	66,128	17,444	6,606	90,179	414	90,594
営業利益又は 営業損失(△)	1,326	△208	582	1,701	(443)	1,257
II 資産、減価償却費及び 資本的支出						
資産	119,176	16,423	6,784	142,384	(10,367)	132,016
減価償却費	4,483	278	53	4,814	449	5,263
資本的支出	2,477	291	27	2,795	—	2,795

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっている。

2 各事業の主要な製商品

- (1) 住宅建材事業 造作材、床材、内装材、構造材
- (2) 住宅設備機器事業 厨房機器、洗面機器、浴槽機器
- (3) プラント事業 給排水衛生機器、染色整理機械

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、449百万円であり、その主なものは、ベルテクノ株式取得に関わるのれん償却費である。

4 会計方針の変更

「会計処理の変更」に記載のとおり、役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理していたが、当連結会計年度から、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度における営業費用は、「住宅建材事業」が32百万円増加、「住宅設備機器事業」が10百万円増加、「プラント事業」が1百万円増加し「住宅建材事業」及び「プラント事業」の営業利益が同額減少し、「住宅設備機器事業」の営業損失が同額増加している。

「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度における営業費用は、「住宅建材事業」が16百万円増加、「住宅設備機器事業」「プラント事業」の増加は軽微であり、「住宅建材事業」及び「プラント事業」の営業利益が同額減少し、「住宅設備機器事業」の営業損失が同額増加している。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	ニュージ ーランド (百万円)	中華人民 共和国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	78,631	5,218	4,640	282	25	88,798	—	88,798
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	18	—	14,462	6,806	4,953	26,240	(26,241)	(0)
計	78,649	5,218	19,103	7,088	4,979	115,039	(26,241)	88,797
営業費用	76,553	4,853	17,700	7,068	4,927	111,103	(26,127)	84,976
営業利益	2,095	365	1,402	20	51	3,935	(113)	3,821
II 資産	100,018	5,298	45,938	20,329	11,429	183,014	(39,494)	143,520

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 本邦以外の区分に属する国または地域。

その他の地域……シンガポール、フィリピン共和国、マレーシア

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、217百万円であり、その主なものは、ベルテクノ株式取得に関わるのれん償却費である。

4 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は2,029百万円であり、ベルテクノ株式取得に関わるのれんである。

5 地域区分の変更

地域区分の変更について、当連結会計年度より I G C(株)が(株)ベルテクノの全株式を取得し、子会社化により、地域が拡大したことに伴い、「米国」を区分掲記した。

6 会計方針の変更

「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業費用は、「日本」が60百万円増加し営業利益が同額減少している。

「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業費用は、「日本」が43百万円増加し営業利益が同額減少している。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	ニュージ ーランド (百万円)	中華人民 共和国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	77,465	8,826	5,454	87	18	91,851	—	91,851
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	33	—	11,006	5,074	4,251	20,365	(20,365)	—
計	77,498	8,826	16,461	5,162	4,269	112,217	(20,365)	91,851
営業費用	77,602	8,141	16,290	5,164	4,314	111,513	(20,918)	90,594
営業利益又は 営業損失(△)	△104	684	170	△1	△44	704	553	1,257
II 資産	90,999	4,567	45,616	13,105	2,846	157,135	(25,118)	132,016

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 本邦以外の区分に属する国または地域。

その他の地域……フィリピン共和国、マレーシア

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、449百万円であり、その主なものは、ベルテクノ株式取得に関わるのれん償却費である。

4 会計方針の変更

「会計処理の変更」に記載のとおり、役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理していたが、当連結会計年度から、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度における営業費用は、「日本」が、44百万円増加し営業損失が同額増加している。

「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度における営業費用は、「日本」が21百万円増加し、営業損失が同額増加している。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	米国(百万円)	その他(百万円)	計(百万円)
I 海外売上高	5,218	4,384	9,603
II 連結売上高	—	—	88,797
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	5.9	4.9	10.8

(注) その他には、主にニュージーランド、中華人民共和国が含まれている。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	米国(百万円)	その他(百万円)	計(百万円)
I 海外売上高	8,826	5,350	14,176
II 連結売上高	—	—	91,851
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	9.6	5.8	15.4

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 本邦以外の区分に属する主な国または地域
その他の地域……ニュージーランド、中華人民共和国

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

役員及び個人主要株主等

属性	名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びそれらの近親者が議決権の過半数を所有している会社	中本造林株式会社	広島県廿日市市	45	製材業及び外壁材の製造	当社代表取締役中本祐昌の近親者が100%を直接所有	なし	固有製品の仕入、販売	外壁材の仕入 山林枝打ち費用	941 3	買掛金等	74
	株式会社住建リース	広島県廿日市市	30	合板足場板のリース及びエクステリア事業	当社取締役中本利夫の近親者が100%を直接所有	なし	部材の賃加工	部材の賃加工	42	買掛金等	3
	株式会社広島リゾート	広島県廿日市市	55	リゾート事業	当社取締役中本利夫の近親者が100%を間接所有	兼任2名	研修会議施設の賃借	研修会議施設の賃借	17	立替金 未払金	4 1
	株式会社きこの屋本舗	広島県廿日市市	30	きこの栽培及び販売	当社代表取締役中本祐昌及び近親者が100%を直接所有	兼任2名	贈答用品の購入	贈答用品	4	未払金	0
	株式会社ワズネット	広島県廿日市市	0	コンピュータソフトウェアの開発及び販売	当社代表取締役中本祐昌が100%を直接所有	兼任1名	ソフトウェアの売却	ソフトウェアの売却(注2)	92	未収入金	96
	株式会社mimozax	横浜市神奈川区	0	健康食品の製造及び販売	当社代表取締役中本祐昌が100%を直接所有	なし	特許権の売却	特許権の売却(注3)	230	未収入金 立替金	241 9

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については一般的な市場価格を参考にし相互協議の上決定している。支払条件についても一般の取引と同様な支払条件となっている。

- 2 ソフトウェアの売却価格は、独立した第三者による評価書を勘案して決定している。
- 3 特許権の売却価格は、独立した第三者による評価書を勘案して決定している。
- 4 取引金額には消費税等が含まれていない。
- 5 期末残高には消費税等が含まれている。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

役員及び個人主要株主等

属性	名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 兼任等	事業上 の関係				
役員及びそれらの近親者が議決権の過半数を所有している会社	中本造林株式会社	広島県廿日市市	45	製材業及び外壁材の製造	当社代表取締役中本祐昌及び近親者が100%を直接所有	なし	固有製品の仕入、販売	外壁材の仕入 山林枝打ち費用	811 2	買掛金等	72
	株式会社住建リース	広島県廿日市市	30	合板足場板のリース及びエクステリア事業	当社取締役中本利夫の近親者が100%を直接所有	なし	部材の賃加工	部材の賃加工	39	買掛金等	3
	株式会社広島リゾート	広島県廿日市市	55	リゾート事業	当社取締役中本利夫の近親者が100%を間接所有	兼任2名	研修会議施設の賃借	研修会議施設の賃借	8	立替金 未払金	2 0
	株式会社きこの屋本舗	広島県廿日市市	30	きこの栽培及び販売	当社代表取締役中本祐昌及び近親者が100%を直接所有	兼任2名	贈答用品の購入	贈答用品	3	未払金	0
	株式会社ワズネット	広島県廿日市市	0	コンピュータソフトウェアの開発及び販売	当社代表取締役中本祐昌が100%を直接所有	兼任1名	ソフトウェアの購入	ソフトウェアの購入(注2)	92	立替金	1
	株式会社mimozax	横浜市神奈川区	0	健康食品の製造及び販売	当社代表取締役中本祐昌が100%を直接所有	なし	利息の受取	利息の受取	2	未収入金 立替金	244 1

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については一般的な市場価格を参考にし相互協議の上決定している。支払条件についても一般の取引と同様な支払条件となっている。

2 ソフトウェアの購入価格は、独立した第三者による評価書を勘案して決定している。

3 取引金額には消費税等が含まれていない。

4 期末残高には消費税等が含まれている。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	880円53銭	1株当たり純資産額	775円53銭
1株当たり当期純利益	102円45銭	1株当たり当期純損失	25円22銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	102円13銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載していない。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計(百万円)	48,752	43,171
普通株式に係る純資産額(百万円)	41,403	36,219
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	43	113
少数株主持分	7,304	6,838
普通株式の発行済株式数(株)	49,209,846	49,209,846
普通株式の自己株式数(株)	2,188,512	2,507,256
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の 数(株)	47,021,334	46,702,590

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益及び 当期純損失(△)(百万円)	4,817	△1,183
普通株式に係る当期純利益及び当期純損失(△) (百万円)	4,817	△1,183
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	47,026,447	46,925,472
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式増加数の主要な内訳		
新株予約権	148,175株	—
普通株式増加数	148,175株	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株 式の概要	新株予約権の潜在株式の 数 100,185,000株	新株予約権の潜在株式の 数 102,037,000株

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>						
<p>当社は、適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内連結子会社は適格退職年金制度の全部について、平成19年4月1日より確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号)を適用した。</p> <p>本移行により、翌連結会計年度の損益に与える影響額は特別利益242百万円の予定である。</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>当社は、平成20年4月22日開催の取締役会において、①当社の連結子会社であるI G C株式会社の普通株式を追加取得することにより同社を完全子会社化し、同社株主との間で株式譲渡契約を締結すること、②I G C株式会社の完全子会社である株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の普通株式の全てを売却し、買主との間で両社に関する株式譲渡契約を締結することを決議している。</p> <p>1 株式取得及び売却の理由</p> <p>当社は、連結子会社であるI G C株式会社(当社議決権所有割合53.3%)を通じて、平成18年11月20日より株式会社ベルテクノに対して公開買付けを実施後、平成19年3月1日をもって同社を子会社化している。当社は、同社をグループ化後、両社の強みを活かして機動的かつ効率的な経営体制を構築すべく、平成20年2月1日を期日として、I G C株式会社のもとプラント事業(建築設備機器)を営む株式会社ベルテクノを分割会社として、プラント事業(染色整理機械)を営む株式会社ベル染色、住宅設備機器事業を営む株式会社ベルキッチン及び株式会社ベルキッチンインターナショナルを承継会社とした会社分割を行っている。</p> <p>当社としては、I G C株式会社を完全子会社とし、住宅建材事業と住宅設備機器事業の更なるシナジーを図るべく意思決定の一本化及び当社グループと事業内容が相違し、かつ今後のグループとして相乗効果が望めないプラント事業(建築設備機器及び染色整理機械)の整理を目的として、I G C株式会社の普通株式の追加取得、株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式を売却することを決定している。</p> <p>2 株式取得及び売却の内容</p> <p>(1) 株式取得の内容</p> <p>① 株式を取得する会社の名称、事業内容、規模</p> <table data-bbox="853 1736 1414 1848"> <tr> <td>名称</td> <td>I G C株式会社</td> </tr> <tr> <td>主な事業内容</td> <td>有価証券の取得及び保有に関する事業</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>100百万円</td> </tr> </table>	名称	I G C株式会社	主な事業内容	有価証券の取得及び保有に関する事業	資本金	100百万円
名称	I G C株式会社						
主な事業内容	有価証券の取得及び保有に関する事業						
資本金	100百万円						

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																														
	<p>② 取得先、取得株式数及び取得前後の所有株式の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>異動前の 所有株式数</td> <td>8株 (議決権所有割合53.3%)</td> </tr> <tr> <td>取得株式数</td> <td>7株 (取得先内訳： 鈴木洋氏5株 鈴木喬氏2株)</td> </tr> <tr> <td>異動後の 所有株式数</td> <td>15株 (議決権所有割合100%)</td> </tr> </table> <p>③ 株式取得の時期 平成20年4月22日</p> <p>④ 取得金額 2,999百万円</p> <p>(2) 株式売却の内容</p> <p>① 異動する子会社の概要</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(i)株式会社 ベルテクノ (特定子会社)</td> <td>(ii)株式会社 ベル染色</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主な事業内容</td> <td>建築設備 機器事業</td> <td>染色整理 機械事業</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>2,137百万円</td> <td>10百万円</td> </tr> </table> <p>② 株式譲渡先の名称 B Tホールディング株式会社</p> <p>③ 譲渡先、譲渡株式数及び譲渡前後の所有株式の状況</p> <p>(i)株式会社ベルテクノ</p> <table border="0"> <tr> <td>異動前の 所有株式数</td> <td>7,490,873株 (議決権所有割合100%)</td> </tr> <tr> <td>譲渡株式数</td> <td>7,490,873株 (譲渡先：B Tホールディング)</td> </tr> <tr> <td>異動後の 所有株式数</td> <td>0株 (議決権所有割合0%)</td> </tr> </table> <p>(ii)株式会社ベル染色</p> <table border="0"> <tr> <td>異動前の 所有株式数</td> <td>200株 (議決権所有割合100%)</td> </tr> <tr> <td>譲渡株式数</td> <td>200株 (譲渡先：B Tホールディング)</td> </tr> <tr> <td>異動後の 所有株式数</td> <td>0株 (議決権所有割合0%)</td> </tr> </table> <p>④ 株式譲渡日 平成20年4月22日</p> <p>⑤ 譲渡金額 1,000百万円</p> <p>3 株式取得及び売却による損益に与える影響(概算) 特別損失900百万円</p>	異動前の 所有株式数	8株 (議決権所有割合53.3%)	取得株式数	7株 (取得先内訳： 鈴木洋氏5株 鈴木喬氏2株)	異動後の 所有株式数	15株 (議決権所有割合100%)		(i)株式会社 ベルテクノ (特定子会社)	(ii)株式会社 ベル染色	名称			主な事業内容	建築設備 機器事業	染色整理 機械事業	資本金	2,137百万円	10百万円	異動前の 所有株式数	7,490,873株 (議決権所有割合100%)	譲渡株式数	7,490,873株 (譲渡先：B Tホールディング)	異動後の 所有株式数	0株 (議決権所有割合0%)	異動前の 所有株式数	200株 (議決権所有割合100%)	譲渡株式数	200株 (譲渡先：B Tホールディング)	異動後の 所有株式数	0株 (議決権所有割合0%)
異動前の 所有株式数	8株 (議決権所有割合53.3%)																														
取得株式数	7株 (取得先内訳： 鈴木洋氏5株 鈴木喬氏2株)																														
異動後の 所有株式数	15株 (議決権所有割合100%)																														
	(i)株式会社 ベルテクノ (特定子会社)	(ii)株式会社 ベル染色																													
名称																															
主な事業内容	建築設備 機器事業	染色整理 機械事業																													
資本金	2,137百万円	10百万円																													
異動前の 所有株式数	7,490,873株 (議決権所有割合100%)																														
譲渡株式数	7,490,873株 (譲渡先：B Tホールディング)																														
異動後の 所有株式数	0株 (議決権所有割合0%)																														
異動前の 所有株式数	200株 (議決権所有割合100%)																														
譲渡株式数	200株 (譲渡先：B Tホールディング)																														
異動後の 所有株式数	0株 (議決権所有割合0%)																														

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第4回無担保社債 (適格機関投資家 限定)	平成15年 2月25日	2,000	—	1.31	無担保社債	平成20年 2月25日
当社	第5回無担保社債 (株式会社U F J 銀行保証付および 適格機関投資家 限定)	平成15年 2月25日	1,000	—	0.44	無担保社債	平成20年 2月25日
当社	第7回無担保社債 (社債間限定同順 位特約付)	平成16年 5月7日	3,000	3,000	1.53	無担保社債	平成21年 9月7日
当社	第8回無担保社債 (社債間限定同順 位特約付)	平成16年 5月7日	3,000	3,000	1.77	無担保社債	平成22年 9月7日
当社	第9回無担保社債 (社債間限定同順 位特約付)	平成18年 4月27日	6,000	6,000	2.90	無担保社債	平成23年 10月25日
当社	第10回無担保社債 (適格機関投資家 限定、分割譲渡制 限特約付)	平成19年 12月14日	—	2,000	2.13	無担保社債	平成24年 12月14日
当社	第11回無担保社債 (適格機関投資家 限定)	平成19年 12月14日	—	1,000	1.82	無担保社債	平成24年 12月14日
株式会社 ベルテクノ	第5回無担保社債 (株式会社U F J 銀行保証付および 適格機関投資家 限定)	平成15年 9月26日	237	162 (75)	1.01	無担保社債	平成22年 9月24日
株式会社 ベルテクノ	第7回無担保社債 (株式会社大垣共 立銀行保証付およ び適格機関投資家 限定)	平成16年 10月25日	500	500	1.01	無担保社債	平成21年 10月23日
株式会社 ベルテクノ	第8回無担保社債 (株式会社U F J 銀行保証付および 適格機関投資家 限定)	平成17年 12月30日	500	500 (500)	0.70	無担保社債	平成20年 12月30日
株式会社 ベルテクノ	第9回無担保社債 (株式会社三菱東 京U F J銀行保証 付および適格機関 投資家限定)	平成18年 9月25日	500	500	0.80	無担保社債	平成21年 9月25日
合計	—	—	16,737	16,662 (575)	—	—	—

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年以内償還予定の金額である。

2 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
575	4,075	3,012	6,000	3,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	10,750	14,648	2.3	—
1年以内に返済予定の長期借入金	12,247	10,433	2.8	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	31,942	28,854	2.7	平成21年4月 ～27年12月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他の有利子負債	5	—	—	—
合計	54,945	53,936	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	13,884	9,412	3,303	1,415

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第55期 (平成19年3月31日)		第56期 (平成20年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金及び預金		1,375		1,625		
2 受取手形	※(5)	2,025		1,445		
3 売掛金	※(4)	8,156		6,670		
4 製品		6,468		6,253		
5 原材料		3,948		3,089		
6 仕掛品		5,975		3,845		
7 貯蔵品		531		441		
8 前払費用		118		146		
9 繰延税金資産		209		534		
10 短期貸付金	※(4)	3,730		6,552		
11 未収入金	※(4)	541		964		
12 仮払金	※(4)	36		67		
13 立替金	※(4)	285		367		
14 その他		272		10		
貸倒引当金		△58		△45		
流動資産合計		33,617	40.8	31,971	41.8	
II 固定資産						
(1) 有形固定資産	※(2)					
1 建物		5,931		5,608		
2 構築物		277		247		
3 機械及び装置		7,736		6,835		
4 車両運搬具		27		19		
5 工具器具及び備品		1,450		1,431		
6 土地		7,997		7,997		
7 建設仮勘定		477		143		
有形固定資産合計		23,898	29.0	22,281	29.2	
(2) 無形固定資産						
1 ソフトウェア		410		403		
2 水道施設利用権		58		44		
3 電話加入権		31		31		
4 電信電話加入権		3		2		
無形固定資産合計		504	0.6	481	0.6	
(3) 投資その他の資産						
1 投資有価証券		2,711		1,303		
2 関係会社株式		8,613		7,993		
3 出資金	※(1)	23		23		
4 関係会社出資金		39		79		
5 従業員に対する 長期貸付金		9		6		
6 関係会社長期貸付金		2,500		1,500		
7 破産更生債権等		43		41		
8 長期前払費用		64		47		
9 繰延税金資産		163		629		
10 投資不動産	※(3)	97		97		
11 美術品		9,137		9,137		
12 その他		1,079		933		
貸倒引当金		△63		△91		
投資その他の資産合計		24,419	29.6	21,702	28.4	
固定資産合計		48,822	59.2	44,465	58.2	
資産合計		82,440	100	76,436	100	

区分	注記 番号	第55期 (平成19年3月31日)		第56期 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1		38		39	
2	※(4)	9,520		4,065	
3	※(4)	2,923		8,133	
4	※(6)	6,047		3,127	
5		3,000		—	
6	※(4)	2,172		1,737	
7	※(4)	319		318	
8		880		61	
9		31		31	
10		180		77	
11		432		423	
12		60		—	
13		197		960	
		流動負債合計	25,805 31.3	18,976	24.8
II 固定負債					
1		12,000		15,000	
2	※(1) (6)	10,364		10,237	
3		1,045		243	
4		—		361	
5	※(4)	296		963	
		固定負債合計	23,706 28.8	26,805	35.1
		負債合計	49,512 60.1	45,781	59.9
(純資産の部)					
I 株主資本					
1		7,324		7,324	
2		資本剰余金 資本準備金	7,815	7,815	
		資本剰余金合計	7,815	7,815	
3		利益剰余金			
		(1) 利益準備金	836	836	
		(2) その他利益剰余金			
		別途積立金	17,070	17,430	
		土地圧縮積立金	140	140	
		繰越利益剰余金	965	△711	
		利益剰余金合計	19,012	17,696	
4		自己株式	△1,914	△2,116	
		株主資本合計	32,238 39.1	30,719	40.2
II 評価・換算差額等					
1		その他有価証券 評価差額金	501	△119	
2		繰延ヘッジ損益	144	△58	
		評価・換算差額等合計	646 0.8	△177	△0.2
III 新株予約権					
			43 0.1	113	0.1
		純資産合計	32,928 39.9	30,655	40.1
		負債純資産合計	82,440 100	76,436	100

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	第55期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)		第56期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高					
1 製品売上高		69,062		61,080	
2 原材料売上高		594	69,657	696	61,776
II 売上原価					
1 製品期首棚卸高		6,115		6,468	
2 当期製品仕入高	※(7)	14,453		13,473	
3 当期製品製造原価	※(7)	35,790		31,683	
合計		56,359		51,625	
4 他勘定振替高	※(1)	273		580	
5 製品期末棚卸高		6,468	49,618	6,253	44,791
売上総利益			20,038		16,984
III 販売費及び一般管理費	※(2)				
1 運送費		3,863		3,507	
2 広告宣伝費		1,960		1,879	
3 販売手数料		633		560	
4 貸倒引当金繰入額		41		16	
5 役員報酬		217		219	
6 役員退職慰労引当金 繰入額		—		32	
7 役員賞与引当金繰入額		60		—	
8 株式報酬費用		43		69	
9 給料手当		2,953		2,920	
10 賞与		741		633	
11 賞与引当金繰入額		233		231	
12 退職給付費用		118		93	
13 法定福利費		546		533	
14 厚生費		181		143	
15 交際費		231		166	
16 旅費交通費		569		545	
17 通信費		341		318	
18 光熱費		122		120	
19 消耗品費		346		314	
20 租税公課		214		209	
21 事業所税		30		31	
22 減価償却費		1,199		1,086	
23 図書費		17		13	
24 会議費		2		1	
25 修繕費		164		175	
26 保険料		82		83	
27 賃借料		1,382		1,433	
28 車両費		190		192	
29 手数料		32		29	
30 研究費		170		143	
31 雑費		1,384	18,077	1,051	16,758
営業利益			1,961		226
			2.8		0.4

区分	注記 番号	第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	
IV 営業外収益						
1 受取利息		118		173		
2 受取配当金		37		137		
3 仕入割引		51		49		
4 賃貸料収入	※(7)	606		615		
5 為替差益		6		—		
6 その他		228	1,049	240	1,216	1.9
V 営業外費用						
1 支払利息		328		420		
2 社債利息		321		319		
3 社債発行費		39		52		
4 売上割引		592		573		
5 たな卸資産評価損		—		209		
6 その他		72	1,355	96	1,671	2.7
経常利益又は 経常損失(△)			1,654		△228	△0.4
VI 特別利益						
1 固定資産売却益	※(3)	20		0		
2 投資有価証券売却益		1		97		
3 貸倒引当金戻入益		—		18		
4 関係会社清算益		—		137		
5 特許権利譲渡益		129		—		
6 償却資産税還付金等		95		—		
7 その他		—	247	13	267	0.4
VII 特別損失						
1 固定資産売却損	※(4)	0		0		
2 固定資産除却損	※(5)	80		22		
3 為替差損		—		415		
4 投資有価証券評価損		—		25		
5 減損損失	※(6)	72		—		
6 過年度役員退職慰労 引当金繰入額		—		323		
7 その他		0	153	141	929	1.4
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)			1,748		△890	△1.4
法人税、住民税 及び事業税		937		95		
法人税等調整額		△75	861	△233	△138	△0.2
当期純利益又は 当期純損失(△)			886		△752	△1.2

製造原価明細書

区分	注記 番号	第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 原材料費		27,244	73.8	20,795	70.4
II 労務費	※(1)	4,123	11.2	3,763	12.7
III 経費	※(2)	5,531	15.0	4,995	16.9
当期総製造費用		36,900	100	29,553	100
期首仕掛品棚卸高		4,866		5,975	
合計		41,766		35,529	
期末仕掛品棚卸高		5,975		3,845	
当期製品製造原価		35,790		31,683	

(注) 原価計算の方法は、組別工程別等級別総合原価計算法による。

(脚注)

	第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※(1)	このうちには賞与引当金繰入額198百万円、退職給付費用106百万円を含んでいる。	このうちには賞与引当金繰入額192百万円、退職給付費用79百万円を含んでいる。
※(2)	このうち主なものは次のとおりである。 減価償却費 932百万円 外注工賃 1,301 修繕費 554 電力料 324 租税公課 205 消耗品費 728	このうち主なものは次のとおりである。 減価償却費 979百万円 外注工賃 1,052 修繕費 523 電力料 318 租税公課 168 消耗品費 668

③ 【株主資本等変動計算書】

第55期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本	
	資本金	資本剰余金
		資本準備金
平成18年3月31日残高(百万円)	7,324	7,815
事業年度中の変動額		
別途積立金の取崩(注)		
剰余金の配当(注)		
役員賞与(注)		
当期純利益		
自己株式の取得		
自己株式の処分		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—
平成19年3月31日残高(百万円)	7,324	7,815

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	利益剰余金					利益剰余金 合計		
	利益準備金	その他利益剰余金						
		別途積立金	土地圧縮 積立金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	836	17,470	140	292	18,739	△1,904	31,975	
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩(注)		△400		400	—		—	
剰余金の配当(注)				△564	△564		△564	
役員賞与(注)				△48	△48		△48	
当期純利益				886	886		886	
自己株式の取得					—	△28	△28	
自己株式の処分				△1	△1	18	17	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					—		—	
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	△400	—	673	273	△10	263	
平成19年3月31日残高(百万円)	836	17,070	140	965	19,012	△1,914	32,238	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	594	—	594	—	32,569
事業年度中の変動額					
別途積立金の取崩(注)			—		—
剰余金の配当(注)			—		△564
役員賞与(注)			—		△48
当期純利益			—		886
自己株式の取得			—		△28
自己株式の処分			—		17
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△92	144	52	43	95
事業年度中の変動額合計(百万円)	△92	144	52	43	358
平成19年3月31日残高(百万円)	501	144	646	43	32,928

(注) 平成18年6月29日の定時株主総会における利益処分項目である。

第56期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本	
	資本金	資本剰余金
		資本準備金
平成19年3月31日残高(百万円)	7,324	7,815
事業年度中の変動額		
別途積立金の積立		
剰余金の配当		
当期純損失		
自己株式の取得		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—
平成20年3月31日残高(百万円)	7,324	7,815

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		別途積立金	土地圧縮 積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	836	17,070	140	965	19,012	△1,914	32,238
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立		360		△360	—		—
剰余金の配当				△564	△564		△564
当期純損失				△752	△752		△752
自己株式の取得						△202	△202
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	360	—	△1,676	△1,316	△202	△1,518
平成20年3月31日残高(百万円)	836	17,430	140	△711	17,696	△2,116	30,719

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	501	144	646	43	32,928
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△564
当期純損失					△752
自己株式の取得					△202
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△620	△202	△823	69	△754
事業年度中の変動額合計(百万円)	△620	△202	△823	69	△2,272
平成20年3月31日残高(百万円)	△119	△58	△177	113	30,655

重要な会計方針

<p>第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)子会社株式は移動平均法に基づく原価法によって いる。 (ロ)其他有価証券 (1)時価のあるものは決算末日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定) によっている。 (2)時価のないものは移動平均法に基づく原価法に よっている。</p> <p>2 ———</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (イ)製品・仕掛品・原材料(主要材料)は移動平均法に 基づく低価法によっている。 (ロ)原材料(補助材料)及び貯蔵品は最終仕入原価法に 基づく低価法によっている。</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法 (イ)有形固定資産の減価償却は、定率法によってい る。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建 物(建物附属設備は除く)については、定額法を採 用している。なお、耐用年数及び残存価額につ いては、法人税法に規定する方法と同一の基準によ っている。また、取得価額10万円以上20万円未満 の少額減価償却資産については、一括償却資産と して、3年間で均等償却する方法によっている。 (ロ)無形固定資産の減価償却は、定額法によってい る。なお、耐用年数については、法人税法に規定 する方法と同一の基準によっている。また、ソフ トウェア(自社利用分)については、社内における 利用可能期間(5年)に基づく定額法によってい る。 (ハ)長期前払費用の償却は、均等償却によっている。 なお、償却期間については、法人税法に規定する 方法と同一の基準によっている。</p> <p>5 繰延資産の処理方法 社債発行費 支出時に全額費用処理している。</p> <p>6 引当金の計上基準 貸倒引当金 諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権 については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込額を計上している。 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回 支給見込額に基づき当事業年度に属する月分の要 支給見込額の全額を計上している。 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、 支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上 している。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)同左 (ロ)其他有価証券 (1) 同左 (2) 同左</p> <p>2 デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (イ)同左 (ロ)同左</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法 (イ)同左 (ロ)同左 (ハ)同左</p> <p>5 繰延資産の処理方法 同左</p> <p>6 引当金の計上基準 貸倒引当金 同左 賞与引当金 同左 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末にお ける支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上 している。 なお、当事業年度においては計上していない。</p>

<p style="text-align: center;">第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるものであって、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。なお、過去勤務債務は、その発生時に一括して費用処理している。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしている。</p> <p style="text-align: center;">———</p> <p>7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>8 ヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっている。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としている。 また、金利関連は金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としている。</p> <p>③ ヘッジ方針 内部規定に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針である。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものであると想定できるため、ヘッジの有効性の判定を省略している。特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えている。</p> <p>9 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上している。</p> <p>7 リース取引の処理方法 同左</p> <p>8 ヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>9 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

<p>第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。これによる損益に与える影響はない。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は32,739百万円である。 また、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成している。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用している。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が43百万円減少している。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、60百万円減少している。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>(役員退職慰労引当金の会計処理) 役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理していたが、当事業年度より、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用している。この結果、従来の方法によった場合に比べて営業利益が32百万円減少し、経常損失が32百万円増加している。また、過年度相当額323百万円を特別損失に計上した結果、税引前当期純損失は、356百万円増加している。</p> <p>(有形固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。 これに伴い、前事業年度と比べ、営業利益が16百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ16百万円増加している。</p>

表示方法の変更

第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
——	(貸借対照表) 財務諸表等規則の改正により、前事業年度は「破産債権・更正債権等」として表示していたものを、当事業年度においては「破産更生債権等」として表示している。

追加情報

第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
——	(有形固定資産の残存価額の会計処理) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっている。 これに伴い、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益が97百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ120百万円増加している。 (退職給付制度間の移行等に関する会計処理) 当社は平成19年4月1日より適格退職年金制度退職一時金制度の一部について、確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号)を適用した。 本移行により、損益に与える影響は軽微である。

注記事項

(貸借対照表関係)

	第55期 (平成19年3月31日)	第56期 (平成20年3月31日)
※(1)	このうち次のとおり借入金の担保に供している。 イ 担保提供資産 出資金 5百万円(簿価) ロ 上記に対応する債務 長期借入金 5百万円	このうち次のとおり借入金の担保に供している。 イ 担保提供資産 出資金 5百万円(簿価) ロ 上記に対応する債務 長期借入金 5百万円
※(2)	有形固定資産の減価償却累計額は37,361百万円である。	有形固定資産の減価償却累計額は39,026百万円である。
※(3)	投資不動産の明細は次のとおりである。 土地 97百万円	投資不動産の明細は次のとおりである。 土地 97百万円
	偶発債務(保証債務) 下記会社の金融機関からの借入金に対する保証 JUKEN NEW ZEALAND LTD. 25,105百万円 (うち13,310百万円は、95百万米ドル 24百万ニュージーランドドル) 住建(上海)有限公司 619百万円 (5百万米ドル) JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP. 288百万円 沃達王木業(上海)有限公司 1,485百万円 (12百万米ドル、0百万人民元) 沃達王國際有限公司 807百万円 (うち432百万円は、1百万米ドル 17百万香港ドル) なお、関係会社の為替予約契約の保証を行っており、期末日時点の契約残高は、348百万ニュージーランドドルである。	偶発債務(保証債務) 下記会社の金融機関からの借入金に対する保証 JUKEN NEW ZEALAND LTD. 23,286百万円 (うち11,346百万円は、99百万米ドル 16百万ニュージーランドドル) 住建(上海)有限公司 566百万円 (5百万米ドル) JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP. 150百万円 沃達王木業(上海)有限公司 1,174百万円 (11百万米ドル、0百万人民元) 沃達王國際有限公司 755百万円 (うち380百万円は、29百万香港ドル) なお、関係会社の為替予約契約の保証を行っており、期末日時点の契約残高は、496百万ニュージーランドドルである。
※(4)	関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりである。 売掛金 5百万円 短期貸付金 3,730 未収入金 412 立替金 265 買掛金 331 未払金 249 短期借入金 800 未払費用 0 その他(固定負債) 173	関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりである。 売掛金 137百万円 短期貸付金 6,552 未収入金 502 仮払金 10 立替金 345 買掛金 233 未払金 265 短期借入金 1,510 未払費用 0 その他(固定負債) 178
※(5)	期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれている。 受取手形 205百万円	————
※(6)	財務制限条項 借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(平成19年3月31日現在借入金残高6,000百万円)において財務制限条項が付されており、各年度の決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項及び経常損益の2期連続損失とならないように維持する条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失する。	財務制限条項 借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(平成20年3月31日現在借入金残高4,875百万円)において財務制限条項が付されており、各年度の決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項及び経常損益の2期連続損失とならないように維持する条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失する。

(損益計算書関係)

	第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※(1)	この内訳は次のとおりである。 販売費及び一般管理費 広告宣伝費 130百万円 消耗品費他 122 製造勘定 消耗品費他 9 流動資産 未収入金他 7 固定資産 建設仮勘定他 3 <hr/> 計 273	この内訳は次のとおりである。 販売費及び一般管理費 広告宣伝費 179百万円 消耗品費他 94 製造勘定 消耗品費他 9 流動資産 未収入金他 8 固定資産 建設仮勘定他 4 営業外費用 たな卸資産評価損 209 特別損失 その他 73 <hr/> 計 580
※(2)	一般管理費に含まれる研究開発費は、322百万円である。	一般管理費に含まれる研究開発費は、254百万円である。
※(3)	固定資産売却益の内容は、次のとおりである。 車両運搬具 0百万円 工具器具及び備品 0 ソフトウェア 19 <hr/> 計 20	固定資産売却益の内容は、次のとおりである。 建物 0百万円 機械及び装置 0 工具器具及び備品 0 <hr/> 計 0
※(4)	固定資産売却損の内容は、次のとおりである。 車両運搬具 0百万円	固定資産売却損の内容は、次のとおりである。 車両運搬具 0百万円 電話加入権 0 <hr/> 計 0
※(5)	固定資産除却損の内容は、次のとおりである。 建物 2百万円 機械及び装置 72 車両運搬具 1 工具器具及び備品 4 <hr/> 計 80	固定資産除却損の内容は、次のとおりである。 建物 6百万円 構築物 0 機械及び装置 5 車両運搬具 0 工具器具及び備品 9 <hr/> 計 22

	第55期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第56期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																
※(6)	<p>減損損失 当社は、以下の遊休固定資産及び美術品について減損損失を計上した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 35%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社 広島県 廿日市市</td> <td>生産設備他</td> <td>構築物、機械 及び装置、美 術品</td> <td style="text-align: center;">65</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>生産設備</td> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">72</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしている。なお、これらの資産は減損の兆候がないため、減損損失を認識していない。この他、使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしている。この遊休資産に関しては、取得価額の5%を回収可能価額として帳簿価額を回収可能価額まで減額している。美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額している。</p> <p>その内訳は、本社65百万円(内、構築物0百万円、機械及び装置12百万円、美術品53百万円)、その他6百万円(機械及び装置6百万円)である。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	本社 広島県 廿日市市	生産設備他	構築物、機械 及び装置、美 術品	65	その他	生産設備	機械及び装置	6	計			72	
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)															
本社 広島県 廿日市市	生産設備他	構築物、機械 及び装置、美 術品	65															
その他	生産設備	機械及び装置	6															
計			72															
※(7)	<p>関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">製品仕入</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">9,153百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料費</td> <td style="text-align: right;">9,679</td> </tr> <tr> <td>外注工賃</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>賃貸料収入</td> <td style="text-align: right;">515</td> </tr> </table>	製品仕入	9,153百万円	原材料費	9,679	外注工賃	5	賃貸料収入	515	<p>関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">製品仕入</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">9,282百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料費</td> <td style="text-align: right;">7,264</td> </tr> <tr> <td>外注工賃</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>賃貸料収入</td> <td style="text-align: right;">530</td> </tr> </table>	製品仕入	9,282百万円	原材料費	7,264	外注工賃	5	賃貸料収入	530
製品仕入	9,153百万円																	
原材料費	9,679																	
外注工賃	5																	
賃貸料収入	515																	
製品仕入	9,282百万円																	
原材料費	7,264																	
外注工賃	5																	
賃貸料収入	530																	

(株主資本等変動計算書関係)

第55期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,181	28	21	2,188

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりである。

単元未満株式の買取りによる増加 28千株

減少数の主な内訳は、次のとおりである。

ストック・オプション(新株予約権)の権利行使による減少 21千株

第56期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,188	318	—	2,507

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりである。

自己株の買付けによる増加 300千株

単元未満株式の買取りによる増加 18千株

(リース取引関係)

第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																											
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)				1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)																											
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																											
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																								
工具器具 及び備品	1,226	460	765	工具器具 及び備品	1,146	583	563																								
ソフトウェア	52	20	32	ソフトウェア	41	18	22																								
合計	1,279	481	798	合計	1,187	601	586																								
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>230百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>567百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>798百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める 割合が低い ため、支払利子込み法により算定してい る。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>238百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>238百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっている。</p>				未経過リース料期末残高相当額		1年内	230百万円	1年超	567百万円	計	798百万円	支払リース料	238百万円	減価償却費相当額	238百万円	<p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <table> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>227百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>358百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>586百万円</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>232百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>232百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p>				未経過リース料期末残高相当額		1年内	227百万円	1年超	358百万円	計	586百万円	支払リース料	232百万円	減価償却費相当額	232百万円
未経過リース料期末残高相当額																															
1年内	230百万円																														
1年超	567百万円																														
計	798百万円																														
支払リース料	238百万円																														
減価償却費相当額	238百万円																														
未経過リース料期末残高相当額																															
1年内	227百万円																														
1年超	358百万円																														
計	586百万円																														
支払リース料	232百万円																														
減価償却費相当額	232百万円																														
2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)				2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)																											
未経過リース料				未経過リース料																											
1年以内				1年以内																											
523百万円				205百万円																											
1年超				1年超																											
394百万円				188百万円																											
合計				合計																											
917百万円				394百万円																											
(減損損失について)				(減損損失について)																											
リース資産に配分された減損損失はない。				同左																											

(有価証券関係)

第55期 (平成19年3月31日)	第56期 (平成20年3月31日)
子会社株式で時価のあるものはない。	同左

(税効果会計関係)

第55期 (平成19年3月31日)	第56期 (平成20年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 百万円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 百万円
退職給付引当金 768	退職給付引当金 431
未払事業税 74	長期未払退職金 263
賞与引当金 174	未払事業税 12
減価償却費 63	賞与引当金 170
その他 103	役員退職慰労引当金 145
繰延税金資産小計 1,183	減価償却費 103
評価性引当額 △65	繰越欠損金 253
繰延税金資産合計 1,117	その他 227
(繰延税金負債)	繰延税金資産小計 1,609
退職給付信託設定益 △211	評価性引当額 △140
圧縮記帳積立金 △95	繰延税金資産合計 1,468
その他 △437	(繰延税金負債)
繰延税金負債合計 △744	退職給付信託設定益 △209
繰延税金資産の純額 373	圧縮記帳積立金 △95
	繰延税金負債合計 △304
	繰延税金資産の純額 1,164
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.4%	税引前当期純損失を計上したため、記載していない。
(調整)	
交際費等永久に損金されない項目 5.5%	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.3%	
住民税均等割 3.2%	
その他 0.5%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 49.3%	

(1 株当たり情報)

第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	699円35銭	1株当たり純資産額	653円97銭
1株当たり当期純利益	18円86銭	1株当たり当期純損失	16円04銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	18円80銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載していない。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第55期 (平成19年3月31日)	第56期 (平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計(百万円)	32,928	30,655
普通株式に係る純資産額(百万円)	32,884	30,542
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	43	113
普通株式の発行済株式数(株)	49,209,846	49,209,846
普通株式の自己株式数(株)	2,188,512	2,507,256
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	47,021,334	46,702,590

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
損益計算書上の当期純利益及び当期純損失(△) (百万円)	886	△752
普通株式に係る当期純利益及び当期純損失(△) (百万円)	886	△752
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	47,026,447	46,925,472
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式増加数の主要な内訳		
新株予約権	148,175	—
普通株式増加数	148,175	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株 式の概要	新株予約権の潜在株式の 数 100,185,000株	新株予約権の潜在株式の 数 102,037,000株

(重要な後発事象)

第55期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>当社は平成19年4月1日より適格退職年金制度退職一時金制度の一部について、確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号)を適用した。</p> <p>本移行により、翌事業年度の損益に与える影響は軽微である。</p>	――

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
住友林業(株)	489,000	338
大和ハウス工業(株)	220,000	217
凸版印刷(株)	106,000	122
(株)F & A アクアホールディングス	173,700	113
すてきなイスグループ(株)	500,000	94
(株)山口フィナンシャルグループ (優先株)	50	50
(株)サンヨーハウジング名古屋	480	49
(株)三井住友フィナンシャルグループ	67	43
(株)山口フィナンシャルグループ	28,050	31
J Kホールディングス(株)	49,490	30
創建ホームズ(株)	346,782	211
他32銘柄		
計	1,913,619	1,303

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	16,875	11,266	416	5,608
構築物	—	—	—	1,490	1,243	35	247
機械及び装置	—	—	—	31,414	24,579	1,385	6,835
車両運搬具	—	—	—	401	381	7	19
工具器具及び備品	—	—	—	2,985	1,554	84	1,431
土地	—	—	—	7,997	—	—	7,997
建設仮勘定	—	—	—	143	—	—	143
有形固定資産計	—	—	—	61,308	39,026	1,929	22,281
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	918	515	163	403
水道施設利用権	—	—	—	220	176	14	44
電話加入権	—	—	—	31	—	—	31
電信電話加入権	—	—	—	13	10	0	2
無形固定資産計	—	—	—	1,183	702	179	481
長期前払費用	298	44	250	92	44	61	47
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 有形固定資産の増加額及び減少額がいずれも有形固定資産の総額5%以下であるため「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略している。
- 2 無形固定資産の金額が総資産額の1%以下であるため「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略している。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	122	75	0	(注1) 60	136
賞与引当金	432	423	432	—	423
役員賞与引当金	60	—	60	—	—
役員退職慰勞引当金	—	(注2) 364	3	—	361

- (注) 1 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額によるものである。
- 2 役員退職慰勞引当金の当期増加額には、執行役員分として退職給付引当金から8百万円の振替金額を含んでいる。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(A) 流動資産

イ 現金及び預金

種類	金額(百万円)
現金	5
預金	
当座預金	1,603
普通預金	16
小計	1,619
計	1,625

ロ 受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)
小林(株)	101
小池木材(株)	101
イビケン(株)	89
院庄林業(株)	83
マルコマ(株)	76
明和産業(株)他	993
計	1,445

(b) 期日別内訳

期日	金額(百万円)	比率(%)
平成20年4月30日以前	452	31.3
" 5月31日 "	408	28.3
" 6月30日 "	396	27.4
" 7月31日 "	187	13.0
計	1,445	100

ハ 売掛金

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)	相手先名	金額(百万円)
三井住商建材(株)	1,487	中部ホームサービス(株)	201
住友林業(株)	1,142	丸紅建材(株)他	3,397
双日建材(株)	225		
伊藤忠建材(株)	216	計	6,670

(b) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	回転率(回) $(B) \div \frac{(A) + (D)}{2} = (E)$	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)}$	滞留期間(日) $366 \div (E)$
8,156	64,865	66,351	6,670	8.7	90.9	42.0

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しているが、上記金額には消費税等が含まれている。

ニ 製品

品名	金額(百万円)
合板床板	1,338
造作材	2,474
その他	2,440
計	6,253

ホ 原材料

品名	金額(百万円)
主要材料	
原木	143
フリッチ等	2,565
小計	2,708
補助材料	
接着剤	13
塗料	12
包装材料	18
その他金具等	336
小計	381
計	3,089

へ 仕掛品

品名	金額(百万円)
合板床板	654
造作材	3,079
その他	112
計	3,845

ト 貯蔵品

品名	金額(百万円)
刃具消耗品	233
その他	208
計	441

チ 短期貸付金

貸付先名	金額(百万円)
JUKEN NEW ZEALAND LTD.	3,400
JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP.	2,140
沃達王國際有限公司	865
(株)ウッドジョイ他	147
計	6,552

(B) 固定資産 投資その他の資産

イ 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
沃達王國際有限公司	6,255
I G C(株)	1,600
その他	137
計	7,993

ロ 美術品

品名	金額(百万円)
絵画	453点 7,574
陶磁器	259点 1,451
その他	112
計	9,137

(C) 流動負債

イ 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)
製品及び原材料	
ダイセン産業(株)	8
(株)小島	0
兼松日産農林(株)	0
小計	9
経費	
(株)小島	30
兼松日産農林(株)	0
小計	30
計	39

(b) 期日別内訳

期日	金額(百万円)	比率(%)
平成20年4月30日以前	9	25.1
" 5月31日 "	12	32.6
" 6月30日 "	7	19.9
" 7月31日 "	8	22.4
計	39	100

ロ 買掛金

相手先	金額(百万円)
三井住商建材(株)	452
住友林業(株)	367
住友林業クレスト(株)	356
DNP住空間マテリアル販売(株)	350
(株)パル	305
(株)トッパンコスモ他	2,233
計	4,065

ハ 短期借入金

借入先名	金額(百万円)
(株)広島銀行	1,690
(株)みずほコーポレート銀行	1,470
(株)ベルテクノ	1,310
農林中央金庫	1,130
(株)三井住友銀行	850
(株)三菱東京UFJ銀行他	1,683
計	8,133

ニ 1年以内返済予定長期借入金

借入先名	金額(百万円)
(株)広島銀行	949
(株)みずほコーポレート銀行	687
農林中央金庫	400
(株)三井住友銀行	362
(株)三菱東京UFJ銀行	274
日本生命保険相互会社他	452
計	3,127

(D) 固定負債

イ 社債

区分	金額(百万円)
第7回無担保社債	3,000
第8回無担保社債	3,000
第9回無担保社債	6,000
第10回無担保社債	2,000
第11回無担保社債	1,000
計	15,000

(注) 発行年月、利率等については、「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表等」「⑤連結附属明細表」の「社債明細表」に記載している。

ロ 長期借入金

借入先名	金額(百万円)
(株)広島銀行	3,421
(株)みずほコーポレート銀行	2,868
(株)三菱東京UFJ銀行	1,128
農林中央金庫	1,078
(株)三井住友銀行	981
日本生命保険相互会社他	758
計	10,237

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100,000株券 10,000株券 1,000株券 500株券 100株券 100株未満端数表示株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
単元株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区高麗橋二丁目6番10号 日本証券代行株式会社大阪支店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	1枚につき 200円
株券喪失登録	株券喪失登録申請料 1件につき 8,000円 株券登録料 1枚につき 110円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区高麗橋二丁目6番10号 日本証券代行株式会社大阪支店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 本支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された1,000株以上所有の株主に対して、(財)ウッドワン美術館招待券1枚および所有株式数に応じて(1,000株以上、5,000株以上、10,000株以上に区分)選べる商品を贈呈する。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第55期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月29日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(1) 有価証券報告書の訂正報告書)を平成19年7月6日、平成19年10月23日関東財務局長に提出。

(3) 訂正発行登録書(社債)

平成19年6月29日、平成19年7月6日、平成19年9月28日、平成19年10月29日、平成19年12月12日、平成19年12月25日、平成19年12月27日、平成20年4月28日、平成20年6月30日関東財務局長に提出。

(4) 訂正発行登録書(新株予約権証券)

平成19年6月29日、平成19年7月6日、平成19年9月28日、平成19年10月29日、平成19年12月12日、平成19年12月25日、平成19年12月27日、平成20年4月28日関東財務局長に提出。

(5) 発行登録取下届出書(新株予約権証券)を平成20年6月27日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成19年8月10日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

平成19年12月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(株式譲渡契約)の規定に基づく臨時報告書

平成20年4月22日関東財務局長に提出。

(7) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(6)の企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書の訂正報告書)を平成19年12月27日関東財務局長に提出。

(8) 半期報告書

中間会計期間 第56期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)平成19年12月25日関東財務局長に提出。

(9) 自己株券買付状況報告書

平成20年1月11日、平成20年2月7日、平成20年3月13日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社ウッドワン
取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田 滋
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成19年4月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内連結子会社は、適格退職年金制度の全部について確定拠出年金制度へ移行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月19日

株式会社ウッドワン
取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田 滋
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」が適用できることとなったため当連結会計年度より適用している。
2. 会計処理の変更に記載されているとおり、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」を当連結会計年度より適用している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年4月22日開催の取締役会において、①会社の連結子会社であるIGC株式会社の普通株式を追加取得することにより同社を完全子会社化し、同社株主との間で株式譲渡契約を締結すること、②IGC株式会社の完全子会社である株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の普通株式の全てを売却し、買主との間で両社に関する株式譲渡契約を締結することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社ウッドワン
取締役会 御 中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金 本 善 行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶 田 滋
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワンの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月19日

株式会社ウッドワン
取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田 滋
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワンの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

